

第14回平成20年2月臨時会会議録(第1号)

招集年月日 平成20年2月6日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後4時56分 閉会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	赤松孝一
2番	畠山伸枝	11番	勢旗毅
3番	上山光正	12番	多田正成
4番	廣野安樹	13番	今田博文
5番	小林庸夫	14番	森本敏軌
6番	家城功	15番	谷口忠弘
7番	伊藤幸男	16番	有吉正
8番	浪江郁雄	17番	服部博和
9番	井田義之	18番	糸井満雄

2. 欠席議員

(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 奥野稔 書記 植松ひろ子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田貴美	代表監査委員	足立正人
副町長	堀口卓也	教育長	垣中均
総務課長	大下修	教育委員長	白杉直久
企画財政課長	吉田伸吾	商工観光課長	太田明
岩滝地域振興課長	小林哲也	農林課長	浪江学
野田川地域振興課長補佐	長島栄作	教育推進課長	土田清司
加悦地域振興長	和田茂	教育次長	鈴木雅之
税務課長	日高勝典	下水道課長	小西忠一
住民環境課長	藤原清隆	水道課長	芋田政志
会計管理者	金谷肇	保健課長	佐賀義之
建設課長	山崎信之	福祉課長	岡田康利

5. 議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 議案第 1号 | 与謝簡易水道浄水場改良工事請負契約の締結について
(提案～表決) |
| 日程第 4 | 議案第 2号 | 与謝簡易水道低区配水池新設工事請負契約の締結について
(提案～表決) |
| 日程第 5 | 議案第 3号 | 加悦簡易水道算所浄水場改良（土木）工事請負契約の変更について
(提案～表決) |
| 日程第 6 | 議案第 4号 | 平成19年度与謝野町一般会計補正予算（第4号）
(提案～表決) |
| 日程第 7 | 議案第 5号 | 平成19年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第4号）
(提案～表決) |
| 日程第 8 | 議案第 6号 | 平成19年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第3号）
(提案～表決) |
| 日程第 9 | 議案第 7号 | 平成19年度与謝野町水道会計補正予算（第2号）
(提案～表決) |

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(糸井満雄) おはようございます。

立春冬中と申しますけども、ことしは節分冬中ですか、暖冬の影響か大変温かい日が続いております。降雪量も少なく大変過ごしよい日々が続いております。

本日は第14回2月臨時会が招集されまして、皆さんには大変元気にご出席いただきましてありがとうございます。早速始めたいと思いますが、その前に2件ほど皆さん方に報告し、ご了承願いたいと思っております。

1つは、きょう平野野田川地域振興課長が病気療養のために欠席をいたしておりますので、代理として長島課長補佐に出席を願っておりますことを、お知らせをしておきたいと思っております。

もう1点は、本日、臨時会終了後、全員協議会を開催したいと思いますので、その点、あらかじめお含みおき願いたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ただいまの出席議員は18人であります。

定足数に達しておりますので、これより第14回平成20年2月臨時会を開会をいたします。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思っております。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第116条の規定により、11番 勢旗 毅議員、12番 多田正成議員。

以上、2名にお願いすることにします。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(糸井満雄) ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

次に、日程第3 議案第1号 与謝簡易水道浄水場改良工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長(太田貴美) 皆さんおはようございます。

節分も済みまして、町の木でありますツバキも町の中にちらほら見受けられる、そんな季節になりました。

本日は臨時議会を招集させていただきましたと、議員の皆さん方は大変年度末に近い時期でございますけれども、ご参集いただきましてありがとうございます。

議案第1号の与謝簡易水道浄水場改良工事請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

この工事は昨年度から行っております与謝簡易水道浄水場改良工事でございます。今年度で完成させるものでございます。

概要につきましては議案資料にお示ししておりますが、今回の入札につきましては公募による

条件付き一般競争入札を1月18日に、参加業者8社により執行いたしました。

その結果、契約の相手方は、金下建設株式会社、代表取締役 金下昌司、契約金額は、8,649万4,800円で、うち消費税相当額は411万8,800円でございます。

工期につきましては、本件議決日の翌日から平成20年3月31日までとしておりますが、お気づきのとおり、非常に短い工期設定でございます。これは用地取得に生じた問題の解決に相当の時間を要したため、京都府との手続ができ次第、翌年度へ繰り越しをお願いする予定でございますので、お含みおきをお願いいたしますというふう存じます。

工事の内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） おはようございます。

それでは、お手元にお配りしております議案資料に基づきまして、ご説明申し上げます。

議案資料の2ページに与謝浄水場の平面図、次の3ページに緩速ろ過池などの断面図をおつけしておりますので、ごらんいただきたいと思います。

浄水場名は、簡易水道のくくりから与謝浄水場となっておりますが、位置的には滝地区にございます。

平面図につきましては、図面下に府道加悦但東線が接しておりまして、左側に豊岡市向き、右側に国道176号向きとなります。色分けとしましては、赤色が新設をいたします水道施設で、処理水流量計室、着水井、緩速ろ過池やろ過調整室をあらわしておりまして、青色は不用になった構造物の取り壊し撤去を、また黄色は附帯施設で、ブロック積み擁壁、場内水路やフェンスをあらわしております。

まず、赤色の新設部分からご説明申し上げます。

図面左下の処理水流量計でございますが、浄水場上流部の流谷というところに、昨年度に施工しました前処理施設で処理した水が最初にここへ流入をいたします。新設する流量計で流量を計測することになります。なお、電動弁もここに設置することになるものでございます。

次に、その上の着水井は、流入いたしました水をここでいったん開放しまして、緩速ろ過池へ送る水の圧力を一定にするための池でございます。

次に、その上の4号、5号緩速ろ過池でございますが、1池当たりの大きさは短辺が5メートル、長辺が7.5メートルの長方形で、高さが3メートルの鉄筋コンクリート造りで、これを2池築造いたします。中にはろ過砂を入れまして、水をろ過することになります。

次に、図面右端のろ過調整室でございますが、ろ過された各ろ過池からの水量を調節をいたしまして塩素を注入し、昨年度改良いたしました浄水池に送るための施設で、コンクリートブロック造りの建屋となるものでございます。

次に、青色の不用になった構造物の取り壊し撤去でございますが、この中で1号ろ過池の真ん中の仕切りを取ることでございます。これは既設で2池あるものを1池にして、維持管理をしやすくするものでございます。また、その上の1次ろ過池は、18年度施工の前処理施設によりまして、不用になったため撤去するものでございます。

次に、黄色の附帯施設でございますが、ブロック積み擁壁を88平方メートル、場内水路を

121メートル、フェンスを210.9メートルや階段などを施工するものでございます。

このほかに色は塗っておりませんが、場内配管といたしましてΦ75ミリから150ミリを445.9メートル、場内舗装といたしまして、緩速ろ過池周りほろ過砂を扱いますので、コンクリート舗装を514平米、管理室、ろ過調整室周りはアスファルト舗装を351平方メートル。また、管理室につきましては、昨年度は外回り改修を行いました、今回は内側の改修を施工いたします。

なお、浄水場は工事中でも運転を続けなければなりませんので、既設の運転形態で運転しながら、赤色の新設部分と場内配管を施工し、その後、やや施設能力が落ちることになりますが、新設の施設での運転に切りかえて、既設建造物の取り壊しや場内配管のやりかえなど行うこととなります。

以上、簡単にご説明を申し上げましたが、よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（糸井満雄） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

今田議員。

13番（今田博文） 議案第1号について、質問をさせていただきたいというように思います。

今回、与謝浄水場の改良工事ということで、多額の8,000万円を超えるような大きな工事額が提示をされております。提案理由の中にもありますけれども、与謝簡易水道の統合事業に伴いと、こういう提案理由があるんですが、与謝簡易水道の統合というのは、どういう形になるのでしょうか。

この間の12月議会では桑飼エリアは1本にして統合すると、野田川流域からくみ上げてという話があったんですが、与謝簡易水道の統合というのは、どういうふうになるのか教えてください。

議長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） これまでから事業は進めておりまして、統合事業ということで山河に1つ浄水場をつくりまして、これも与謝簡易水道でございます。それから宇豆貴があったわけでありましたが、宇豆貴はなくなって、その山河からの浄水場になりますし、それからしょうじゃく水道につきましては、災害もありました関係で今壊れておりますので、それも含めたことで統合事業をすることで、国からの補助もいただいておりますのでございます。

議長（糸井満雄） 今田議員。

13番（今田博文） 大きく分けて、山河と今の改良の与謝浄水場にするというふうな意味だったというふうに思うんですが、与謝簡易水道のエリアとしては、もちろん桑飼枝区は外れるわけですから、どういうエリアになって、その浄水人口というのはどれぐらいあるか。人口がわからなかったらいいですが、エリアというのはどういうふうになるのでしょうか。

議長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） 与謝簡易水道の浄水エリアとしましては、宇与謝の峠地区を除く地区と、それから字滝の奥滝地区と平林を除く地区が入ります。それから金屋につきましては、桜内を除く地区が与謝簡易水道のエリアということです。

それから計画の給水人口であります、認可を取っておりますのが、1,700人取っております。

議長（糸井満雄） 今田議員。

13番（今田博文） もう少し教えてほしいんですが、奥滝と峠と、それから桜内ですね、それは周辺部で統合事業からは外れるということなんですが、そうすると与謝統合の水道給水エリア、区域というのは口滝地域、それから金屋地域と、その次はどうなるのか。後野まで行くのか、加悦まで行くのか、あるいはもっと野田川とあれをつなぐのか、そこをちょっと教えてください。

議長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） 今申しましたエリアが、与謝浄水場エリアでございまして、何かありましたら後野の方まで管はつないでありますので、応援給水をするようになりますし、与謝の浄水場の施設が若干落ちれば、当然、与謝の山河からの給水エリアを広げるということになりますし、浄水場エリアとしましては先ほどから申しておりますように、金屋までが浄水場エリアということになります。

議長（糸井満雄） 今田議員。

13番（今田博文） この与謝浄水場に入る水ですけれども、流谷で前処理をした水を配管をしていると、こういう構造になっているんですが、その大もとというのは、千年ツバキのこっちの谷の深山の谷から水をあそこまで配管をして、そこで前処理をして与謝浄水場で水道水として、そして配水をするということになっているんですが、そうするとその深山の水がここに来て、水道につながることになるんですが、今までの取り込みの水量としては、いろんな施設が大型化したわけですが、水量としては今までとは変わらないと、こういう認識でいいんですか。

議長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） 今までと変わりありません。

議長（糸井満雄） 今田議員。

13番（今田博文） ちょっとこの浄水場の中のことを教えていただきたいんですが、この新しいピンク色でしめしてあるのがいわゆる新設、新しく工事をすることなんですが、今、1号ろ過、2号ろ過、3号ろ過と、そして新設が4号、5号と、こういうことになっているんですが、この浄水場内の水の流れというのはどうなんですかね。1号、2号、3号、今まではこういう流れで浄水として使っていたと、こういうことなんですね。4号、5号を新設したことによってその場内の水の流れ、どういうふうろ過をして、どういうふうに流れていくのかなと、そこをちょっと教えてください。

議長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） 水の流れとしましては、これまでと変わりはございません。これまでは、ここに青色で示しております1次ろ過池にいったん入りまして、それから同時にろ過池に入りますので、今回、1次ろ過池はなくなりますが、流谷から流れてきた水は着水井に入って、そこから同時に、すべてのろ過池に入ることになります。

議長（糸井満雄） 今田議員。

13番（今田博文） 私は基礎がわかってないのでよくわかりませんが、1号、2号、3号、これを順に通るとのことなんですか。1号なら1号を通ったら、それは浄水として完成をしたと、

こういうふうに見たらいいんですか。そうすると、ろ過池が5つできると、こういうことなんで
すね。そうすると、今、課長の答弁では、今までと水量、いわゆる入り込みの水は変わらないと、
こういうことであつたんですが、完成したら、ろ過池が2つふえるということなんですが、なぜ
2つふやす必要があつたのか。

議 長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） 今ありますろ過池、ここの図面で言いますと図面の左下に砂置場というのが2つ
あります。今そこもろ過池として利用はしておりますし、これを老朽によりまして、ここをやめ
て、新しく4号、5号をつくるということになりますし、大きくすることによりまして面積が広
くなりますので、ゆっくりとしたろ過ができるということで、濁土とかそういうのを取り除く
のにも、大きな池の方が緩やかにろ過をしますので、安心して安全な水がつかれるということになり
ますので、そういうようにするというので、量的には、つくる水はろ過調整室で調整をしま
すので、これまでと同じような水量。そこで調整をしますので、例えば今まで100トンつくる
のを、その調整で120トンにするということになれば、120トンという水量はつくれます
が、今、与謝の浄水場エリア内では、1日に200トン前後になりますので、それをつくればい
いということで、ゆっくりとした緩速したろ過で水をつくるということになります。

議 長（糸井満雄） 今田議員。

1 3 番（今田博文） 大体わかりました。今までよりも流れをゆっくりするから、ろ過池がたくさん要
ると、こういう理解ですね。はい、わかりました。

簡易水道がなくなってすべて上水になると、平成28年に、そういうことを国が決めているわ
けですが、そのことに向かって一步一步浄水場を整備したり、いろんなことで工事をしたり努力
をいただいておりますが、あとどれぐらいの上水の整備なり、与謝野町全体でどれぐらいの
整備が今後、平成28年までに必要なのか、そして予定をされているのか、教えてください。

議 長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） 毎年、当初予算のときに、5カ年の水道の整備計画をお示しをしておりますし、
上水道に28年に統合するまでに、今、算所を行っております、これは今年度で終わりますし、
それから与謝簡易水道も今年度で終わります。今進めておりますのは、先ほど今田議員もおっし
ゃったように温江、明石、加悦エリアの部分の新しい加悦の浄水場をつくるということと、それ
から今、三河内を進めております。三河内が終わりまして、それからあと岩屋を少し直すとい
うことになります。大体そのぐらいです。

議 長（糸井満雄） 今田議員。

1 3 番（今田博文） この与謝浄水場というのは、課長の提案理由の中でもあつたように滝地区にある
んですね。ところが、名前は与謝簡易水道ということで非常にわかりにくいというふうにする
んですが、例えば「ツバキの里浄水場」にするとか「滝浄水場」にするとか、名前を変えた方が
わかりやすいんだろうというふうにするんですが、名前を変えることができるのかどうか、そ
ういうお気持ちを課長はお持ちかどうか、お聞きをします。

議 長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） いろんな手続があると思いますが、可能なことは可能だと思います。これは多分、
最初に昭和29年に認可をいただいております、その当時に与謝村ということで、多分与謝村

がついたと思うんです。それがずっと今までできてますし、本来ならもっと早く滝浄水場にするとか、そういう浄水場名に変えればよかったかもわかりませんが、どんな事情があるかわかりませんが、現在に至っておる状況でございまして、今後そういう形で名前を見直そうということになりましたら、またそのときに考えて。

1 3 番（今田博文） あなたはどうですかと。

水道課長（芋田政志） 私としましては、今あります与謝浄水場で十分事は足りてると思いますので、歴史が残ると。与謝村のあそこが一番最初にできたんだということで、滝にあります、与謝浄水場として残した方がいいと私は思っております。

1 3 番（今田博文） 少し残念ですが、終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。
勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） それでは、与謝簡易水道浄水場改良工事につきまして、少しお尋ねをしたいと思っております。

まず昨年、この与謝野町の水道整備計画が5年間のを立てられまして、それに従って今回もこういう事業の実施になると、こういうように思っておるんですが、現在のところ昨年から順調にと言いますか、その計画に沿ってやっていたら、こういうふうに思っているんですが、この計画をもとにしてすべて進んでいると、こういうように理解したらよろしいか。

議 長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） 毎年お示しをしております水道整備計画に基づいて、順調に進んでおると思っております。

議 長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） 先ほど今田議員からも、かつての与謝水道統合事業について、若干のお尋ねがありましたが、このときにも統合事業を、山河に浄水場を新設しました折にも、この部分についても若干手が入られると思うんですけど、今現在出ているこの浄水場にも、少し手が加えられたと私は理解しているんですが、そこと今回と重複したことはありませんか。

議 長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） ちょっと過去のことは勉強してないんで、重複とかいうのはわからないんですが、まあ言うたら事業認可を取りましてしておりますので、重複したようなところは私はないと思っております。

議 長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） このエリアは、これまでからもう少し人口をふやしたいという計画が何回かされて、なかなかそのことが結びついてない面もあるんですが、これによりまして実際、先ほどの1,700人という数字と現在の数字というのは、どのぐらいの開きになっております。わかっておりましたら。

議 長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） ちょっと今、使用されている人数をちょっと把握しておりませんので。申しわけないですが、先ほど申しましたのは計画給水人口でありまして、実際の人口につきましては、ちょっとわかりかねます。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） まだ住宅団地が可能なところもあるやと、こういうふうに見受けておりますので、そうした部分も見込んでいただいております。また後ほど、数値を報告をしていただけたらと思っております。

それから、ちょっと勉強不足なんです、この入札に關しましてちょっとお伺いをしたいんですが、ことしも何回か雪が降りまして除雪車の出勤がありました。地域の建設業者の皆さんの大変なご努力によりまして、早くから除雪をしていただきまして。

その中で、この入札の参加業者の1つの考え方としまして、地域貢献ということが議論になると、こういうふうを考えておりますが、この金下さんというのは、私が除雪の業者を見ましてもそのリストにないんですけどね、金下建設が今この与謝町への地域貢献というのは、どういうふうに理解するのが正しいのか、ちょっと教えていただけないでしょうか。

議長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 業者さんの地域貢献という話でございましたんですけども、今回の簡易公募の条件付きの一般競争入札をさせていただきまして、工事の請負業者の指名要綱というのを私どもは持っておるわけですけども、その要綱の中に契約予定金額5,000万円以上につきましては、町外業者を指名することができるというふうなことになっておりまして、それ以下ですと今おっしゃいましたような町内の登録業者で実施しておるわけですけども、この5,000万円以上の工事につきましては、A級相当の町外業者さんもお呼びしてしとるということでございます。

今回、実際に行いました対象業者は10社だったんですが、8社公募されたということでございまして、この要綱に基づいて実施しておりますので、今回の入札につきましては、与謝野町への貢献云々というのは加味しておりません。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） 金下建設さんというのは、何と言っても京都府北部の本当にトップの企業でございます。旧加悦町にしましても、それぞれの旧町にしましても、大変なお世話を建設工事になってきたと思うんですが、やっぱりこういう時代になってもおかしいわけですが、やっぱり支店とか、営業所というのが、この町内にあってもいいんじゃないかなと。当然、私は今日の状況は町財政も非常に厳しい。本店法人は別にしまして、すべてが支店、営業所を持って、分割法人としてそういう貢献をしていただくということも一つの道ではないかと。可能かどうかというのは別にしまして、そういうふうには私は考えておりますので、ひとつそういったことも含めてご検討いただきたいなと、こんなふうには思っております。

終わります。

議長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第1号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。
(賛成者起立)

議長（糸井満雄） 起立全員であります。
よって、議案第1号、与謝簡易水道浄水場改良工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。
次に、日程第4 議案第2号 与謝簡易水道低区配水池新設工事請負契約の締結についてを議題とします。
提案説明を求めます。
太田町長。

町長（太田貴美） 議案第2号、与謝簡易水道低区配水池新設工事請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。
この工事は、与謝簡易水道統合事業に伴い、老朽化した既設の低区配水池を新たに別の場所に新設するものでございます。
概要につきましては議案資料にお示ししておりますが、本件の入札につきましても公募による条決付き一般競争入札を1月18日に、参加業者8社により執行いたしました。
その結果、締約の相手方は安田建設株式会社、代表取締役 安田昌司、契約金額は、6,243万3,000円で、うち消費税相当額は297万3,000円でございます。
工期は、本件議決日の翌日から平成20年3月31日までとするものでございますが、この工事につきましても先ほどの議案第1号同様、翌年度への繰り越しを予定しております。
工事の内容につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（糸井満雄） 芋田水道課長。
水道課長（芋田政志） それでは、お手元にお配りしております議案資料に基づきまして、工事概要をご説明申し上げます。

資料の5ページに平面図と位置図、次の6ページに断面図をおつけしております。

1枚目の平面図をごらんください。位置的には、現在ございます与謝浄水場の下側に隣接する府道加悦但東線沿いを予定をしております。図面では、赤く塗っております配水池本体の下が府道加悦但東線で、左側へ豊岡市向き、右側へ国道176号向きとなります。左側に接する形で与謝浄水場が、また右側に図面が少し欠けておりますが、既設の配水池がございました。

色分けとしましては、赤く塗っておりますのが配水池の本体、送水流量計室、配水流量計室をあらわしております。黄色が場内水路、ブロック積み擁壁やフェンス、門扉などの附帯設備などをあらわしております。また、色はつけておりませんが、各種場内配管をお示しをしております。

まず、水の流れをご説明申し上げます。

浄水場で処理をされました水は、府道から図面左側の送水流量計を通過して配水池でいったん貯留され、その後、図面右側の配水流量計を通りまして、当面は既設の配水池へ送ることとしております。

この既設配水池を経由させる理由といたしましては、運転しながら工事を進めるために新旧配水池を結ぶことから、この系統を生かしまして、旧配水池がつかえる間は使って、貯留水量を多くすることにしたものでございます。

次のページの断面図をごらんください。

この配水池は現場打ちの鉄筋コンクリート造りで、容量が300立方メートル、外寸法で短辺が6.9メートル、長辺が20.25メートルの長方形で、高さが4.15メートルでございます。配水池の内部は真ん中で仕切りますので、150トン水槽が2池という構造になるものでございます。

なお、浄水場でつくった水は自然流下でこの配水池に流入することから、高さが決まっておりますので、擁壁などにかかる造成費用を安価にするために山側の埋め戻し量を多くしまして、道路側は道路勾配に合わせて、斜面にあわせて斜めに埋め戻しをすることとしております。

そのほか、場内配管といたしまして75ミリから150ミリを126.3メートル、送水流量計や配水流量計、及び電動弁や水位計などの電気計装設備。附帯施設といたしましてブロック積み擁壁を109.8平方メートル、場内水路を69.9メートル、フェンス100メートル、門扉、場内のアスファルト舗装257平方メートルなどを施工するものでございます。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、よろしくご審議賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（糸井満雄） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第2号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第2号、与謝簡易水道低区配水池新設工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5 議案第3号 加悦簡易水道算所浄水場改良（土木）工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第3号、加悦簡易水道算所浄水場改良（土木）工事請負契約の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

この議案は、第11回平成19年9月定例会において議決され、締結いたしました加悦簡易水

道算所浄水場改良（土木）工事請負契約の変更を提案させていただくものでございまして、工事費を307万9,650円増額させていただくものでございます。

変更内容の詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） それでは議案3号につきまして、変更内容をご説明申し上げます。

議案資料といたしまして、資料の8ページに算所浄水場の平面図をおつけしておりますので、ごらんいただきたいと思います。

この平面図は、図面上が2級河川、野田川になります。図面下が算所の町側となります。

まず、図面左上、青色の水路工の追加でございますが、ここにはもともと浄水場と隣接地の敷地境界水路の吐き口といたしまして、直径10設置の塩化ビニール管が埋設されておりましたが、よく詰まることや、浄水場の舗装によって流量がふえることなどからやりかえることといたしましたものでございまして、22万9,000円の増額となっております。

次に、その横、赤色で表示しております擁壁工Aの廃工でございますが、これは浄水場敷地の高さ合わせのために施工するものでございましたが、しかし当初予定しておりました防音、目隠し目的の植栽工が、隣接住民の要望によりまして廃工となったために、場内水路で高さを合わせることが可能となりまして取りやめをしたもので、35万5,000円の減額となりました。

その横の緑色の部分が、今申し上げました植栽工の廃工部分でございます。ただし、この植栽工は図面下側、緑色の植栽工の追加により相殺させていただきます。この追加は、当初、建物によりまして防音、目隠しが可能な箇所については、植栽をしないこととしておりましたが、隣接住民の要望によりまして施工することにしたものでございます。

次に、周囲を黄色で囲っておりますフェンス工でございますが、当初は保安上から高さを8メートルとしておりました。しかし隣接住民から、自分たちが塀の中にいるような圧迫感が出るのお話から、高さを1.2メートルに低くしたものでございます。これによりまして33万1,000円の減額となっております。

すみません。フェンスの高さを8メートルと言ったようなんですが、高さ1.8メートルのフェンスを1.2メートルにするということです。

次に、図面右下の倉庫でございますが、高さが4.5メートルありまして、隣接住民から日照時間や圧迫感に対する配慮を求められましたので、若干倉庫の位置をずらすとともに、収容容量は少なくなりますが、長さを2メートル短くしましたことによりまして、76万7,000円の減額となりました。

このほか図示はしておりませんが、出来高による精査によりまして8万2,000円の減額となっております。

最後に、議案資料の9ページをごらんいただきたいと思います。

これは算所浄水場から町の方へ出た町道四辻加悦駅線でございますが、赤く塗っております配水管が、現在も石綿管のまま残っております。また、算所浄水場改良工事の入札残金が出ており、また内定しております補助金にも残金が生じておりますので、この機会にこれらの財源を使用しまして、本工事の変更としまして既設の石綿管75ミリ、延長が111メートルを耐衝撃性硬質

塩化ビニール管に布設替えすることを追加させていただきたいと存じます。これに伴います工事費は、438万5,000円でございます。参考までに、この布設替えが完了しますと、加悦地区の石綿管は加悦奥の山中にございます送水管だけとなることとなります。

よって、これらの変更をトータルいたしまして、307万9,650円の増額変更となったものでございます。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（糸井満雄） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

井田議員。

9 番（井田義之） それでは、工事請負変更についての質問をさせていただきます。

まず、先ほど課長からいろいろと変更がありました。地元との調整の中でということなんですけれども、あそこの場合には、前にも請負のときにも言いましたように進入路が狭いところ、それで人家も混んでおる。だから矢板等のこともいろいろとありました。そういう中で、結局、地元との話というのがされた上で、この工事の請負がなされてなかったのかどうか。工事にかかりかけてから、地元との調整がなされたのか。普通ならば、やっぱり地元の説明等がなされたと思うんですけども、それがなかったのかどうかお尋ねいたします。

議長（糸井満雄） 芋田課長。

水道課長（芋田政志） 今回の工事につきましても請負契約が整って、議会でご承認いただきましてから地元説明会に入りました関係上、当初から地元との調整をすることができていなかったということとして、工事に入る前に業者と町側から行きまして説明会をさせていただいたところ、こういう植栽はうちは要らんとか、それから反対側は、結構、日照時間も倉庫ができた関係で、そういうことで話し合いをさせていただいて、できる場所は変更になりますが、させていただくということで調整させていただいたところでございます。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） やはり、そういう特に人家の混んでおるとこなんか、私、前にも言いましたように、狭いところに子供がいっぱい通るような道路を使うような計画をされたり、そういうのはやっぱり地元としっかりと対応されて、そして仮設道路をつくらんらんとかというのは、やっぱり当初からわかっておるんやないかなというふうに思いますので、しっかりと地元の対応をお願いしたいというふうに思います。

それから、今回この工事の変更があつて算所水道として府道に配水管をする分を、一定のこの工事請負契約の中の追加工事というのか、変更の中でやられるわけですけども、現地の工事の現場、いわゆる浄水場の現場と今の配水管の現場というのは、150メートルから200メートルぐらい離れてるんやないかなというふうに思うんですが、1つの工事、算所水源区域ということで見れば1つの区域なんですけれども、そういうことは別に、例えばほかの広い場所でも問題はないのかどうか、こういうことができるというのか、私はちょっと。これまでだったら水道の施設については1カ所だけというのか、その最初の提案の工区内しか普通の追加工事とか、変更工事はなかったと思うんですけども、今回はちょっと変わっておりますので、その点について

の説明を求めます。

議長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） 若干位置的には離れておりますが、まず1点は、同一の簡易水道、同一の浄水場エリア内というところで、同じ地区にありますし、先ほど申しましたように距離的にも150メートルか、そのぐらいしか離れておりませんので、今回、変更契約でさせていただくというのが1点ですし、もう1点は、やっぱり別個で発注しますと重機の運搬費から、諸経費の率から、それから請負率等々から、町といたしましては、今の諸経費率でやる方が安価に、有利に契約ができるというところから、今回、同じところで変更契約をさせていただくということにしております。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 問題がないということで、できておるんだらうというふうに思うんで、それならいいんですけども、ちょっと従来の考え方と変わった変更というのか、追加になっておるということで、ちょっと質問させていただきました。

財源のことをちょっと伺いますけれども、従来の分でしたら国庫補助あたりが少なく、一般財源の持ち出しが多かった。ところが今回、変更になって金額が上がるだけけれども、一般財源の持ち出しが減っておると、これはどういう意味なのか。前よりも総金額は上がるけれども、持ち出しが減るというあたりについて説明をお願いいたします。

議長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） 先ほども申しましたように、変更契約で配水管の布設替えを今言いましたように400万円ほど追加します。その分が国庫補助対象になりますので、石綿管の布設替えは、その分が変更で、国庫補助が多くなったということの理解をしていただきたいと思います。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） ちょっとわかりにくかったですけれども、また後でゆっくり聞きます。

それと、この工事の今度追加の分ですけども111メートル、石綿管の入れかえで配管ができるわけですけども、φが75になつとるんですね。どういのか、これはここから分岐が取られる可能性があるのかどうかかわらんですけれども、75で大丈夫なのかと。やっぱり100φぐらいもっていき必要がないのかなという気がするんです。今、加悦奥へ送るとか、いろんな問題があるうと思います。

それから、もう1つは消火栓の問題です。消火栓で75だったら、もういっぱいいっぱいなんです。だから分岐をして50の配管をしてしまうと、そこから消火栓は取れんので、だからやっぱり100をつけておいて、そして111メートルの中で分岐があれば、当然それを75φでもっていくことにしなければ、今後状況が変わってきたときに75では、余りにもちょっと今後のことが心配やというふうに思うんですけれども、その辺の計算はちゃんとされておるのかどうか。

議長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） きょう系統図、管路図はお示しをしておりますが、算所につきましては旧国道につきましては150ミリ等が入っておりますし、西から東向きに向かって各路地がありますので、そういうところには100から75のものを入れていますし、まあ言いますと今回入れるのは

下道になるということなのですが、だから計算上はもう75ミリでいけるということで、75ミリでこれまでからいけてますし、今後につきましても国道に入っております110からの分岐という経路図になっておりますので、問題ないと思っております、75ミリの布設替えをさせていただくということになります。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 現時点では、私は75でいいというふうに思います。だけど将来的なことを考えたときに75φでやるのも、いわゆる100にするのも、そんな工事費は変わらんわけですからパイプ代だけ。やはり余裕を持ったことを、やっておく必要があるん違うかなというふうに思って質問をさせていただきました。ぜひともその辺は、今後のことを踏まえて考えていただけたら、ありがたいなというふうに思います。

それから、これはちょっと余分の質問で悪いんですけども、先ほどの1号、2号なんですけれども、工期について先ほど聞けばよかったんですが、これだけのことなんで今回に合わせさせていただいたんですが、府との調整の中で工期の決定をするということで、一応、供用開始はいつごろを予定されておるのか、それだけちょっとお尋ねしておきたいと思います。

議長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） 繰り越しをさせていただきました大体盆、8月ごろをめどにするということにしております。

9 番（井田義之） 終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第3号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第3号、加悦簡易水道算所浄水場改良（土木）工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。50分まで休憩をいたします。

（休憩 午前10時32分）

（再開 午前10時50分）

議長（糸井満雄） それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次の議題に入ります前に、先ほどの勢旗議員の質問に答弁漏れがございますので、答弁を許します。

議長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） 先ほど勢旗議員の質問に対しまして、答弁漏れがありましたので報告させていただくことと、先ほどの計画給水人口であります、1,700人認可をいただいておりますと申し上げましたが、その後にもう一度、変更認可を取っております、計画給水人口は1,570人に訂正をお願いしたいと思います。それと去年の12月末で、この地域の給水人口は1,491人です。

その点と、もう1点でございますが、緩速ろ過池の大きさが若干増となりまして、先ほどの答弁ではろ過速度を落として十分なということも申し上げましたが、もう1点は、計画給水量の方の認可が、355トン認可から485トンに130トンふやしたことによりまして、緩速ろ過池を老朽化になった分を壊す分と、新しくさせていただいた分ということになりまして、先ほど緩速ろ過池の速度を落として、安全・安心な水をつくと申しましたが、もう1点は、先ほど申しましたように130トンの給水量をふやしたることによることもありますので、あわせて訂正なりをさせていただきたいと思っております。

議長（糸井満雄） それでは、次に日程第6、議案第4号 平成19年度与謝野町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第4号、平成19年度与謝野町一般会計補正予算（第4号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳出のみの補正でございまして、予算の総額の変更はございません。

6ページ、7ページをお開き願います。

3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費では、福祉灯油購入費助成事業を新規に追加いたしております。これは灯油等の価格高騰によりまして生活が不安定になる、特に低所得者世帯1,700世帯を対象に、灯油購入費の補助を行いたく追加をお願いするものでございます。

内容としましては、町民税非課税世帯であって、そして65歳以上の者で構成されますそうした世帯、障害者が構成員となっている世帯、18歳以下の子供と、その父または母のいずれか一方によって構成される世帯、生活保護法による被保護世帯に、原則として1世帯当たり5,000円の補助をさせていただくものでございます。

本事業の対象者に対する通知のための郵便料を含め、総額で863万6,000円を追加するものでございます。本事業につきましては国でも緊急的な措置といたしまして、一部、特別交付税の対象とするようお聞きしております。

次に、10款、教育費、2項、小学校費、1目、学校管理費では、小学校管理運営事業を67万7,000円追加いたしております。

加悦小学校駐車場横の用地に関連します経費につきまして、前回の第3号補正予算で提案させていただき予定でございました。しかし、所管の文教厚生常任委員会等でのご指摘もあり、予算提案を修正させていただきたいという経過がございます。

以前は、現在、駐車場として供用しております用地の中の、個人の土地を買収させていただくこととしておりましたが、今回は土地所有者の方と調整をいたしました結果、原形に復旧し、更地と

して返却させていただくことになりました。したがって、それらの復旧工事として、5節、工事請負費を60万円追加するとともに、平成15年9月から今年3月までの期間の借地料として、14節、使用料及び賃借料を7万7,000円追加いたしております。数々ご心配をおかけいたしましたことをおわび申し上げます。

13款、予備費は、931万3,000円減額し調整いたしております。

以上が、平成19年度与謝野町一般会計補正予算（第4号）の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（糸井満雄） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

野村議員。

- 1 番（野村生八） 質問の前に、本補正予算に計上されています福祉灯油購入費助成事業の予算にかかりまして、2月3日付の京都民報という新聞に私の署名記事が載っているわけですが、その中で誤って記載をいたしました。この件について、12月議会で表明というふうに書いているわけですが、1月の委員会で説明されたというのが正確でございます。大変行政の方や議員、その他関係の方にご迷惑をおかけしたことを、この場をお借りしておわびをさせていただきたいと思っております。申しわけありませんでした。

なお、同じこの京都民報2月3日付ホームページで、この福祉灯油の記事が載っているわけですが、ホームページで内容紹介をしていますが、そこに福祉灯油が実現という見出しで記載していきまして、これについても誤りであることを指摘をいたしました。このことも報告をさせていただき、また、ご迷惑をおかけしたことを成りかわって、おわびをしたいというふうに思っています。

それでは、質問をさせていただきます。この福祉灯油の件について、まず福祉課長に質問をさせていただきます。

これについては一般新聞等で、国の方から財政的な誘導支援があるというふうなことの報道がされていまして。また京都府からも、そういう通達等のことがあったというふうに聞いているわけですが、これについてはどのような経過があったのか、まずお聞きします。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

まず、国の方では平成19年12月11日に、原油高騰・下請中小企業に関する緊急対策関係閣僚会議が開催されました。そこで、6項目の柱からなる対策の基本方針が策定されました。

その中に、寒冷地における生活困窮者対策など、地方公共団体の自主的な取り組みへの支援等が盛り込まれまして、市町村が高齢者世帯、障害者のいる世帯、母子家庭などの生活困窮者に対し灯油購入費等の助成を行った場合に、2分の1の特別交付税措置を講じるということに決定をされました。

それを受けまして、京都府総務部長名をもちまして12月28日付で、国の国民生活等への緊急対策を参考に、地域の実情に応じ適切な対策が講じられるようにとの通知がなされたということです。したがって、その文書が町の方に届いたのは、正月が明けてからということでございます。

議 長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） 地方自治体の本来の仕事は住民の福祉の向上、ここが一番大きな仕事だろうというふうに理解をしています。そういう意味で今回の福祉灯油というこういう政策、これらが非常に大切な取り組みであって、今回の提案というのは非常に住民にも喜ばれますし、行政としても大変大事な施策に取り組みれるというふうに評価をしています。そういう上に立って、質問をさせていただきます。

今、国の方から、そういう財政支援が打ち出されたということですが、その後、徐々に自治体が取り組むならば、対象については余り問わないというふうな形で、広げられてきたのではないかなというふうに理解をしています。

そういう意味では、この与謝野町では5年間で20億円という、そういう合併で厳しくなっている財政を改善するための行政改革に取り組むということを打ち出して、今取り組んでおられるわけですが、そういう中で、一方で、こうして町民の暮らしを下支えするためにも、しっかり予算を確保しようということ非常に大事な視点だろうというふうに思っているわけですが、この寒さが厳しい地域、北海道や長野では実施を既に行っているわけですが、当町でこういう財政上、厳しい中で、今回、取り組みを提案されるというそういう趣旨ですね、これについて改めて町長の思いをお聞きしたいというふうに思います。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほどの経過の続きでございますけれども、年明け1月7日の日ですか、庁舎内の中で、こういった制度が打ち出されたというようなことを課長の方から聞き、そして1月9日でしたか、厚生常任委員会におきまして、この件についてお話をさせていただいたというふうに報告を受けております。

そうした中で、じゃあ与謝野町で、なぜそれを取り組もうかというふうに考えたかと言いますと、与謝野町といいますのは皆さんもご存じのとおり、京都府下でも大変住民の所得が一番低い町であるということで、府下の中でも困っておられる町民の方が、大変多いんじゃないかというふうに予測されます。財政は非常に厳しいのですけれども、一定のこうした国からの助成、あるいは府から、これを採用することについての通知がございましたので、そうした中でぜひこれに取り組んで、少しでも町民の皆さんの非常に今苦しい状況の中の下支えになるような制度として、導入していこうというふうに決心したところでございます。

議 長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） 福祉課長に質問します。

先ほど町民税非課税の世帯の中で、高齢者世帯や母子・父子、障害者のおられる世帯という説明があったわけですが、そういう世帯で見ても1,700世帯ということは、全体で見れば2割に近い世帯に当たるんだらうと思うんですが、そういう世帯を対象にされるわけですが、町民税非課税世帯全体は何世帯ぐらいになるのか、お聞きをしたいと思います。

議 長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） まず、与謝野町の総世帯数でございますが、8,983世帯でございます。その中で、町民税非課税の世帯が2,509世帯ということでございまして、そのような状況になっておるということでございます。

議長（糸井満雄） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 先ほど言いましたように、国の支援の対象が当初、今回提案された世帯になるのかなというふうに思うんですが、その後、拡大されたという経過もあったと思いますが、財政厳しい中で、こういう世帯にということですが、この住民税非課税世帯が、簡単に言えば当町の中で本当に生活が大変な中で頑張っておられる、そういう住民の方々だろうと思っておるわけですが、こういう世帯全体を対象にということは、やはり困難だったのかどうか、この点についてどなたでも結構ですが、お聞きしたいというふうに思います。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

まず、この福祉灯油購入費の助成対象をどうしていくのかということでございますけれども、多くの市町村が、やはり高齢者の世帯であったり、障害者のいる世帯ということで、市町村民税が非課税の世帯まで枠を広げて、助成をしていくというところではございません。

と言いますのが、生活困窮者の位置づけとして高齢者世帯であったり、母子世帯なんかを一応仮定をして、国の方もそれを助成をしていこうということのようでございますので、すべての町民税非課税世帯に、その枠を広げていくという考えは当初から持ち合わせておりませんでした。

議長（糸井満雄） 野村議員。

- 1 番（野村生八） わかりました。

今、物価がどんどん上がる。灯油だけではなくて、いよいよ全体の物価がどんどん上がっていく中で、今まで国の方でも景気がいいと言われていたのが景気が悪くなる。いわゆる物価が上がりがながら景気が悪くなるスタグフレーションに移っていくということで、これからいよいよ、さらに与謝野町の町民にとっては厳しい状況になる。行政も大変なんですけど、町民の暮らしが厳しい状況になっていくのではないかなというふうに心配をしています。

そういう意味では、今後ともこういう施策をぜひ積極的に取り組んでいただきますよう期待を表明して、質問を終わります。

議長（糸井満雄） ほかに。

家城議員。

- 6 番（家城 功） まず、福祉課長にお聞きいたします。

3条の助成金の額は、1世帯当たり5,000円という中で、私は委員会も違う委員会におりますので聞いておりませんが、最初は金券というようなことをお聞きしておりましたが、現金に変わった経緯をご説明いただきたいと思います。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

先ほど町長が1月7日の日に制度を知って取り組んでいこうという考えの中で、1月9日の日に文教厚生委員会に、その考え方につきましてご報告をさせていただきました。

ただ、これはまだ町長等の決裁を受けた上でのことではございませんでしたが、他の市町村の例といたしまして、灯油購入券を配布をして、それによってそれを活用していただくというような事例がございました。そういったことから、この与謝野町でも灯油購入券をという思いがございました。ところが、その考え方でもって決裁を受けていく間におきましていろんな職員の意

見、あるいは理事者の意見が出てまいりました。

まず1つには、きょうが2月6日ということでございます。議会の補正予算の議決を受けてから、これを実施していくということになりますと、これからその灯油購入券を配布していくということなのです。

そうなりますと期間的にも短いということで、私どもが考えておりましたのは、もう対象者と見られる方について、一齐にその灯油購入券を配布をして、そして3月末までに、それを利用させていただくという考え方でございました。そうなりますと、もう申請主義をとらないということになりますと、全く必要としない方についてもそれがいってしまうというようなことも考えられますし、そうなりますと、せっかくその券をいただいても他の方に譲渡されてしまうというようなことも考えられます。

それから、3月末までの購入という条件になりますと、今までに購入した分はどうなんだということも、おのずと意見として出てくるのではないかとというようなことも考えられます。

それから、灯油を購入される場合にポリを持って購入をされる方もございますし、それから宅配でドラム缶に入れていただくという方もございます。そうなりますと、そういった既に購入された方からは何とかしてほしいという意見も出てくる。

そんなことをいろいろと考えてみますと、この期間的なこと等も考えまして、口座振込で支給をさせていただくのが、一番行き届くのではないかと判断をさせていただいて、口座振込という制度に変えさせていただいたということでございます。

それで、文教厚生委員会で一番当初説明したのと大きく内容が変わりましたので、そのあたりについては申しわけなく思っております。おわびを申し上げたいというように考えております。

議長（糸井満雄） 家城議員。

6 番（家城 功） 金券というか商品券及び現金に対しては、それぞれの思い、意見もあると思うんで、私自身は使いやすい現金の方がいいかなという思いもあります。今説明をお聞きしまして、ある程度理解させていただきました。

次に、助成の対象なんですけど、5番の中に、その他町長が特に認める世帯というのがありますが、これは対象世帯があるのか、またどういう世帯なのか、ちょっとお教えいただけますか。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

もともと与謝野町内に長いこと在住をされておられました方が、例えば施設等に入所をされるという場合に、今回はこういった施設に入所されている方については、対象外ということにさせていただいております。

ところが、基準日を1月1日ということにしておりますので、例えば1月の後半でありますとか、そういったときに在宅にお帰りになったというような方も予測がされます。そういった方についても、やはり長年この与謝野町内に住んでおられるということもありますので、対象にさせていただくということで、そういったことを想定をさせていただいて、この字句を挿入させていただいたということでございます。

議長（糸井満雄） 家城議員。

6 番（家城 功） 今ずっとこの要綱を見せていただいております、先ほど野村議員からありまし

たように、非常に景気も地方ではまだまだ回復もできず、町長の説明にありましたように所得が非常に低い町として、いろんなこういう町民の皆さんを救済していくような制度というのは、僕も大事だとは考えております。

その中で、この制度につきましては国・府の補助があるにしても、町独自の対象については自治体の方で主導権を握れるというようなこともお聞きしております。そういった中で、直接この福祉灯油には関係ないかもわからないんですが、この対象になられる方の中で、例えば介護保険、国民健康保険、また住宅の家賃など、滞納されている世帯が含まれてくるのではないかと思います。

中学生以下の医療費免除とか助成だとか、在宅介護の補助だとか、そういうものに関しては滞納者に関しても一律の支援があるわけですが、今回、この灯油助成に関しては町の厳しい財政もある中で、滞納者という部分に関してはどのようなお考えでおられますか。福祉課長に、まずお聞きします。

議 長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

まず、公共料金の滞納者が、この1,700世帯の中には90世帯含まれております。そのうち約半数につきましては、誓約書等に基づきまして分割納付をされている状況でございます。したがって、約半数以下につきましては、分割納付もなされていないというような状況でございます。

そういった中で、今議員さんもおっしゃられましたように、例えば介護者激励金、あるいは子育て支援医療費、それから障害者福祉サービスなど、福祉関係のサービスにつきましては、特に未納があるから、滞納があるから支給停止でありますとか、対象外とかというような位置づけをしております。

したがって、今回のこの福祉灯油につきましても、滞納のある方につきましても、対象としてはどうかというように現在考えておるところでございます。

議 長（糸井満雄） 家城議員。

6 番（家城 功） 町長にお聞きします。

今90世帯の半数に関しては、失礼な言い方をすると払えるのか払えないのか、私には理解できませんが、払うべきものを払っておられない方というふうには、とらせていただいたらよろしいのでしょうか。8,983世帯の中で1,700世帯を限定して助成するような制度でございます。そういう中で厳しい財政の中、また残りの6,000世帯以上の方は、この助成の対象にはなりません。そういったことも含めまして、できたら90世帯のうちの半数の方に対しての、今回、非常に厳しい考えとは思いますが、支給を見送られるようなお考えというのか、そういうようなことはないでしょうか、お聞きいたします。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほど課長が申し上げましたように介護者激励金や、そのほかの障害福祉サービス等につきまして、滞納がある場合も対象外ということにはしないで、この制度だけ滞納者を対象外とすることについては、整合性が保てないのではないかなというふうには考えております。

しかし、おっしゃるようにならずかではあっても、費用の半分を単費で持ち出すこととなります

し、相互扶助とはいえ町民の税金を持ち出すこととなります。そうしたことを考えますと、納税者の方には非常に苦しくても真面目に納税をしておられる方もありますし、また、そうした中で差を設けるべきだという町民の皆さんの声が強い場合には、この制度が今回限りの短期間の緊急的な措置でありますので、こういう制度でございますから、一定のそうした制限を設けることは、考えていかなければならないのではないかというふうにも思っております。

議長（糸井満雄） 家城議員。

6 番（家城 功） 納税は国民の義務というようなことで、払えなくして払えないという世帯か、払えない状況にあるのか、それは私も理解できませんが、申請によって分割納付も可能な中で、その届けもされてないという今回の世帯もあるわけですので、そういう中で、できたらそういう対象についても、もう1回見直しをしていただきまして、この制度を充実させていただければと思います。

以上で終わります。

議長（糸井満雄） ほかに質疑はありますか。

赤松議員。

10 番（赤松孝一） それでは、質問をさせていただきます。

まず、今回のこの福祉灯油購入費の補正予算につきましてでございますが、いわゆる生活困窮者の方に、特に今回の油の高騰によりましての生活の不安定さを解消しようというふうなことを、国の趣旨でもあり、町長もそのように今話されたわけでございます。大変そういう意味では、結構なことであろうというふうに私もその点では思いますが、今、与謝野町の置かれております地域的と言いますか地形的環境、また財政的環境、いろんなものをかんがみまして、果たしてこの制度が、心から本当がいい制度だと言えるのだろうかということにつきまして、私は心の中に疑問の念が生じていますので、せっかくいいことをしようと言われている案に対しまして、非常に何か流れに逆らうような発言にはなりますが、あえてこの町を憂い、またこの地域を憂い、そういった中での発言と、まずご容赦を願いたいと思っております。

その憂う気持ちは町長であろうと、理事者であろうと皆さん一緒だと思いますが、どうしても人生観とか社会観とか自分の見る角度によりまして、それはやはりその憂いさ、また心配さといったものが違うということは、十分個々それぞれの立場があるということをご理解願いたいと、冒頭をお願いしておきます。

私、そういった中で1つ、今回の福祉灯油の制度といったものが、北海道から始まって京に至ったというふうな、北海道でも昨今は非常に自治体の経済情勢、財政状況が厳しいので、たくさん自治体を取りやめていた中を、今回の政府の発表で、いや、これならやらなしょうがないというふうな、多くの自治体がまた復活をし始めたというふうな、もう詳しくは申しませんが、いろんな町がございます、一番大きな札幌市は取り組まないようでございますが、

そういった中で北海道、私も最近行ってまいりました。猛吹雪で大変寒い、特に私は今回、稚内から旭川、日本海をオホーツク海を経て中央部に入ったわけですが、ほんまに極寒の地であります。もうこれはやっぱり口では言えない寒さ、そういったマイナス三十何度とか、放牧してある牛の吐く、吸う息も凍結するような非常に厳しい、同じ寒冷地と申しまして、いささか当与謝野町とは違うという中であります。

特に今回、この地域はありがたいことに大変暖冬で、雪もあまり積もらない非常にありがたい、経費のかからない年回りでございます。そういった中で、京都府下で与謝野町と伊根町のみが、こういった制度を取り入れられるということであるようです。京丹後市や宮津市の一部の関係者の方に聞きますと、やはり財政的な状況で、大変取り組みたくても取り組みにくいというのが実情であるというふうにおっしゃっていました。

そういった中で、やはり当町は手厚くこのような制度をいち早く取り入れられまして、先ほど野村議員も謝っておられましたが、そういった政治関係の民報等では、いち早くもう実現しましたというふうに取り上げられる。また、一部の新聞も、もう2月4日には決定するというふうな新聞報道が1月の中旬に出されるというふうなことで、非常にこの福祉灯油に、多くの方々が関心がおありなんだなということを思っています。

そういった中で、このような意見を述べるのは大変厳しいですが、まず1点、今回、特別交付税により国からの財政支援、補てんがあるということであります。例えば、この50%の裏づけがあるから実施するのか。例えば今回こういったことの通達がなければ、当町は取り組んでいなかったのかと、この点につきまして1点お尋ねをいたします。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほども申し上げましたように、この制度が確立されるまでに既にそうしたことで対応している北海道あたりはございました。しかし、国の方のそうした通達が出された中で、おっしゃるとおり大変財政的には厳しいけれども、先ほども申し上げましたように京都府下でも大変低所得の町でありますので、少しでも町民の方の下支えになるような、そういった有利な制度でございますので、それらを検討した上で、取り組もうというふうに考えたところでございます。

これはそれぞれの町で自主的に考えていくという内容のものでございますので、我々としてはこういった範囲ぐらいまでが適当ではないかという、そうした区切りをつけての判断をさせていただいたということでございます。

これはこの制度の中では、うちの町は灯油ということを申し上げておりますけれども、いろんな漁船のそういう経由の補助をされたり、それぞれの町の産業の一部に使われておりますそうしたオイルについての助成をされたりとか、いろいろとございますけれども、その制度に乗ってやっておられる町がございますけれども、町としては一番庶民の皆さん、住民の皆さんが使われるそうした灯油に対する助成を行っていかうということで、このことを取り組んだということでございます。ズバリ申しますと、そうした国の制度がなければ、なかなか取り組みがたい事業であるというふうには思っております。

議 長（糸井満雄） 赤松議員。

10番（赤松孝一） いわゆる50%の裏づけがあるから、なければ取り組みにくいというふうに今聞かせていただきまして、よくわかりました。

それから、これはちょっときょう質問するのはどうかとは思いますが、今の財政状況を町長はどのようにお考えなのかちょっとお聞きするんですけれども、例えば今回の八百数十万円の50%が町の持ち出し、50%は国からの補助とはいえ、これもみんな税金であるわけですが、そういった中で今当町が今後これからの財政シミュレーション、これを見させていただきまして

今年度、平成20年度から24年度までの5年間、これが歳入と歳出を差し引きしますと歳入が足りないわけですね、入りが。これが平成20年度が2億5,600万円、平成21年度が3億6,300万円、平成22年度が3億2,600万円、平成23年度が1億8,600万円、そして平成24年度が6,142万円と。この間、これを財調基金なり、減債基金なり、特定目的基金なり、そういったものを崩していこうと。こういうことが、いわゆる当町が今後5年間歩んでいく財政的な苦しさですわね。これはあくまでも地方税や地方譲与税や交付金なんかが、また交付税なんかが一定の数字を、いわゆるあると仮定した数字であって、これだと今町長がおっしゃるように京都府下で一番所得の少ない町なんですから、もっと減ってる可能性がありますね、地方税が。

そういったことを考えますと、今のこの400万円というものが町民に渡るわけですから、決してこれはむだになるわけではないですが、果たしてこういったことを本当に、これはもうちょっと考え方の相違なんでこれ以上言っても。こういったいわゆる財政につきまして町長は、今後どのように考えておられるのか。

といいますのは、この間、社協の役員さん、会長さん、副会長さん、事務員さん、5名の方々と一緒に、話を聞いてほしいということで話を聞かせていただきました。これは先方さんの言い分ですけれども、いわゆる社協も合併しましたね、同じように。ところが、なかなか合併してすぐにポンと補助が減額されると。やはりある程度経過措置で、3年とか5年とかやっぱり待ってほしいものがあると。ところがいきなりドンと減らされる、いわゆる効率化のためにされると、非常に厳しいものがあると。

そういうふうにも今、いろんな他団体でも非常に苦しいと。先日は怒りの声でありましたけれども、怒りの声が上がらなくても、そういった意味で苦しんでおられる、いわゆる町としては同じように協力して、お互いにやっていかなければならない外郭団体がございます。そういったところも今非常に苦しんでおられます。そういったところで、そこでもあと300万円欲しいんですわと。例えば、これは1つの例ですけれども、そういう中で、やはりこういったことも町にとって本当にプラスになることなのかなと。

それから、もう1点は先ほどから町長がよくおっしゃいますけれども、京都府下で一番所得の少ない町だと。それは確かにこの近辺のいわゆる給与所得者では、例えば舞鶴、綾部、福知山は年間所得が400万円台です。京丹後市が300万円台です。与謝野町と宮津市が200万円台です。伊根町は100万円台です。確かに非常に京都府北部といえども、格差が大変ついています。それは行政のせいばかりではございませんし、むしろそういう我々民間の民間組織からというところが大きいわけですが、そういった中で行政としてじゃあどの部分にもっともこの地域の活気に、いわゆる行政の動きによってフォローできるんだらうとか、そういうふうなところに、私はこういったものを回していただきたいなというふうに思います。

だからそういった意味で、今後向こう5年間のこの厳しいいわゆる財政歳入欠陥に対しまして、町長はどのようなとらえ方をされているのか、1点お尋ねをいたします。

議長（糸井満雄） 太田町長。

町長（太田貴美） おっしゃるとおりだというふうに思いますし、現実そういう状況に与謝野町もなっているという状況でございます。

それに対して、いろいろと行政改革推進委員会等からのそういう答申を受けましたり、あるいは総合計画の中でのいろんな進め方、内容等々もございます。それらにあわせて、この3月に提案させていただく平成20年度の予算の審議の中で、ご審議いただけたらというふうに思いますが、基本的には、やはりそうした厳しい状況の中で、みずからの中からの改革。事務事業を見直す、あるいはいろんな施設の統廃合というようなことも含めて、取り組んでいかなければならないというふうに考えておりますし、それはいつときにはなかなかできない。1つの計画の中で1つずつ積み上げていくということになるのかというふうに思いますので、それらも含めた中で、今後は検討していく。またそういう今は作業の最中でございますので、そうしたところでまた皆さんにお示しすることができるかというふうに思っております。

議長（糸井満雄） 赤松議員。

10番（赤松孝一） 次に、これが1月7日に当町に、いわゆる12月28日に京都府がそういったものを発布されまして、当町では正月明けにということでありましたし、そういった中で1月9日に早速、文教厚生常任委員会に発表されたということですが、あまりにも短絡的なとらえ方であって、他市町村の場合は、例えば一律配布でいいのか、例えば子供さんが多い家庭、例えば独居老人の家庭、そういったものでリッター数を変えるとか、金額を変えるとか。だから反対に、必要など所に必要なだけとか、そういうふうにいるいろきめ細かく。やはり同じようにこれを支給される場所でも、やはり確実に1つ1つを積み上げてやっておられるわけです。

当町の場合は、そういったものが出てきたと。よしよしという形で非常に私から見れば、もっともっと。例えば非課税人数が7,797人、いわゆる課税申告者が12月時点で1万8,743人おられる中で、7,797人、いわゆる41.6%の方が当町では非課税の申告者なんです。

そういうことをいろいろと私が分析をしますと、あまりこういうことを言うと失礼になる、いわゆる対象者の方に差しさわりのあるので多くは申しませんが、例えば独居老人とか、いわゆるお年寄りだけの家庭であっても、肉親が例えば近隣の町に住んでおられるとか、中には京阪神もあるでしょう。いわゆる十分非課税世帯で、お年寄りで、全くこの制度にピタッと当てはまる方でも、経済的には何も困窮されておられない方もあります。反対に、この制度の対象にならないけれども大変もう今は灯油どころじゃない、日々の生活に困窮されておられるいわゆる低所得者層もでございます。そういった点で、本当に必要としているところに、これは行くのだろうかという私は1つの不安を感じています。

もう物価は確かに上がっていますし、また、営業されている方は営業内での経費、コストは上がっています。もう本当に営業所得は上がってこない、すればするほど赤字に近いと、非常に……。そういったところに本当の意味での、本当に困って、本当に当町の中で生産を起こし、消費を起こししている、いわゆる非課税世帯であっても与謝野町民として町に貢献をしていると、苦しい、歯を食いしばっていると。そういったところには、どうもこの制度では私の判断では届かない。これ以上すると対象者の方々に語弊がありますが、中にはいろんな形で生保の場合でも、母子の場合でも、障害の場合でも、ある意味で別格の福祉施策の中でのお手当、いわゆる援助をされていると、その上に屋上屋でかけると。ところが、本当に困った人のところには手が届かない。その辺のところは先ほど野村議員も、これをもっと広げることではできなかったんか

というふうなお話がありました。私はこの制度そのものは、よしとは思ってはいませんが、ある意味で本当にするならば、本当に困った人のところに届くような生きた制度になってほしいと。あまりにも、これは当たり前の、いわゆる本当の下支えという意味では、目が見えていない対象者だと言うと失礼なことになりますけど、そういう方もあるという意味ですよ。みんながみんなじゃないですけども、中には十分裕福な方も中に入っているということが、まず1点指摘しておきたいと思います。

それから、果たして今このような暖冬の中で、実際、町にどのような団体、もしくは個人から、ぜひともこういう制度を取り入れてほしいという声が上がっていたのか。この点についても、教えていただきたいという2点をお願いいたします。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） いろいろな考え方がございますし、私自身はやはり与謝野町は福祉を重視した町だという中で、一定のこうしたいい施策と言いますか、国の施策がある中で、少しでも有効に使っていただけるような、そういう方法をとったわけで、おっしゃるようないろんな方がおられると思います。滞納している方の中にも、払いたくても払えない現実にある方もあります。しかし、一定のそうした基準を設けなければ、だれもかれもというわけにもいきませんし、この施策だけではないほかの施策で、やはりカバーできることもあると思います。

暖冬といいますものの、やはり常に使っている灯油が高くなっているという、そうした現実の中で、そうしたことを少しでも下支えになるような形で広く使っていただけるような、そうしたものにしていきたいというふうに思っております。

個々の方をとらえれば、いろんな方があるというふうに思いますが、総じてこうした形での一定の補助ができる機会がありますので、そうしたものを有効に使って緊急的ではありますが、短時間の中での助成の施策として進めていきたいというふうに思っております。よその町や市についてもそれぞれの事情や、それぞれの考え方があるかというふうに思いますし、取り組みたくても取り組めない現状もあるでしょうし、こういうものは必要ないというお考えの町もあるでしょうけれども、与謝野町としては今の現実の中で、1つの有効な施策であるというふうに考えての取り組みを決断したということでございます。

議 長（糸井満雄） 赤松議員。

1 0 番（赤松孝一） 個々のことまで今言われましたが、私はもっと真剣に対象者の精度というものを、もう少し期間をかけて本当に見ていかれば、この世帯、人数、そういったデータはみんな町にあるわけですから、ここに該当しない方でも今本当に困っておられる方は何世帯とか、何人とか、それは私は十分把握できるであろうというふうに思いますので、こういったことをしていただきたかった。同じされるなら、そこまで目を向けてほしいということをやったままで。

それから、私はいわゆる今の質問に対して町長に答えてもらえなかったですけども、もう一度、再質問になりますけど、この当町のどういう団体、どういう個人から、こういった制度をぜひともしてほしいという声、いわゆる新聞なんか読むと住民ニーズにこたえられるとかいろんなことが、町民の声が届いたとか。民報さんは町民から喜びの声ですか、これは確かに喜んでおられますわね。そういった、いわゆるどういうところからこういった実際の声が上がっていたのか、それとも声は別になかったけれども、いわゆるこれはいい制度だとか、これはもう先駆けて取り組

むべきだということであったのか、その辺をちょっと最後に。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 住民の方でも個々にはございましたけれども、特別の団体かと、そういうところでの要請というものではございません。町として取り組むべきだというふうな判断の中で、これを取り組みました。

それともう1点、先ほどおっしゃいましたように、中身についてはいろいろと精査ができるというふうに思いますので、一定の基準はございますけれども、先ほど来、出てますような特別な事情等によります中でも、検討ができる部分があるかというふうに思いますので、それらを運用の面で一工夫させていただきたいなというふうに考えております。滞納者の件もそうですし、その運用をしていく中での判断、あるいはそうした基準も、もう少し検討を加えていきたいというふうに考えております。

1 0 番（赤松孝一） 以上で終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに。

有吉議員。

1 6 番（有吉 正） 2、3質問させていただきます。

今大事なことで、町長が滞納者を含め基準のいわゆる運用を考えていくと、こういうふうにおっしゃったわけですが、これは予算を通す上においては、きちっとやっぱり整理しておく必要があるだろうと。そのぐらいのご答弁では、私はちょっと納得できんなど。どうするのかというのをご説明がいただきたいと、このように思います。

それから福祉課長に、わかれば教えていただきたいんですが、先ほど野村議員からも京都民報の件であったわけですが、私もちょっとちらっと見せていただきましたら、伊根町もこれをやっておられるのか、これからやられるのか。あるいは、それには商品券というのか、いわゆる灯油券というのか、それをやられると。券で、現金じゃなしに、そういうふうにならば小耳に、今勉強したばかりなんですけど、その辺をちょっとお伺いしたいなと、このように思います。

議 長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

まず、伊根町の件でございますが、実はこの国の制度がつくられたという中で、京都府の方から、この福祉灯油助成制度について取り組む考えがあるのか、ないのかというようなことで、保健所を通じまして照会がございました。その中で、与謝野町としては実施をするということで報告をしたわけですが、それを保健所の方から多分、伊根町さんはお聞きになったんだろうというように思ってますが、伊根町も町長が取り組むということで、じゃあ与謝野町はどのような内容で取り組みをされるのかということで、担当課の方から照会がございました。

その当時は、まだ要綱等の決裁も受けてない段階でございました。決裁を受けてない段階であるけれどもということを1つの条件といたしまして、まだそのときは灯油券でという思いもございましたんで、そういった内容で報告をさせていただきました。

その結果として、与謝野町は現金支給と、口座振込ということにさせていただいたんですが、伊根町が最終どのような格好にされたのか、そこまでの確認はできておりません。したがって、灯油券でやられるのか、あるいは私どもの町と同じように口座振込ということをされるのか、

そこまでの確認は取れておりません。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 若干軽率な発言だったかなというふうに思いますけれども、先ほど申し上げましたように、滞納者の方もこれは入った予算になっておりますので、それらの中から滞納しておられる方の数値を減らすということになろうかというふうに思いますし、その中で実際に必要な方が若干だと思いますが、そうした大まかな基準は今の基準でいきますけれども、そうした方で特別な事情のある方が出てくるやに思いますので、そうした中で精査をしていきたいというふうに考えております。

議 長（糸井満雄） 有吉議員。

1 6 番（有吉 正） それこそお昼休憩の間でも、そういうことら辺は行政が課長の方とも整理していただかんと、課長の初めの答弁と、これはちょっと違う部分もあろうかなというふうに私は考えております。ですから今じゃなしでも、ただその辺はきちっと私にご答弁をいただかないと、やはりおかしいのではないかなというふうに思いますのと。

もう1つ、ご答弁の方にもあったわけですし、議員の方からもいろいろと質問の中に、いわゆる正直に言うて、これは使いにくい部分も大いにある。だから迷っておられる自治体、あるいはしない自治体もあったろうというふうに思うわけなんです。そこで、ぜひあやふやじゃない答弁がいただきたい。要するに滞納者をどうされるのか、その辺をもう一度、そしたら教えていただきたい。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほども申し上げましたように、滞納者の方については助成はしないということでございます。それらについても、個々に精査をさせていただきたいということでございます。

休憩をお願いいたします。

議 長（糸井満雄） それでは、ちょうど昼前になりましたので、有吉議員の質問を留保させてもらいまして、ここで昼食休憩に入りますので、昼食休憩後、答弁を求めたいというふうに思っております。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。昼食休憩に入りまして、1時30分から再開いたしますので、それまで休憩いたします。

（休憩 午前11時54分）

（再開 午後 1時30分）

議 長（糸井満雄） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

まず、太田町長の答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほどの有吉議員さんへの答弁が非常に言葉足らずで、誤解を受けたんではないかというふうに思いますので、真意を述べさせていただきたいと思っておりますけれども、先ほど滞納者は対象としない、個々に精査したいという旨のお答えをいたしました。真意は既にお答えしてましたように、滞納者といえども他の福祉制度が対象としている中で整合性が保てないので、対象外にはできないと。しかし、対象外とすべしという、そういう町民の声が大きい場合には、検討せざるを得ないということでございます。ということで、少し誤解があったかと。結論だけ

ポンと申しあげましたんで、誤解が生じたんじゃないかというふうに思いますが、真意はそういうことでございます。

議長（糸井満雄） 有吉議員。

1 6 番（有吉 正） 家城議員の質問でしたかに、灯油券というのか商品券云々のこともあったろうと思います。それは言うたら口座振込で、商品券にはしないということだったわけですが、先ほど伊根町の件を福祉課長に聞きましたときによくわからないと、よそのことはわからないという返答だったんですが、伊根町では8日の日が臨時会の予定というふうに、ちょっと先ほど聞いたんですが、伊根町の商工会の会長さんから要望書が伊根町の方に出ておまして、それには町内事業所で利用できます商品券で手だてしてほしいと、こういう要望書か出ておるようで、これがあさっての臨時会では、どうなるかわからないということなんですが。

私はこの口座振込よりも、再度になるわけですが、時間の問題等々おっしゃられたわけですが、時間的なことは、これは手だてできるんじゃないかというふうに思うわけですが、再度、町長なり福祉課長のご答弁をお伺いしたいと、このように思います。

議長（糸井満雄） 太田町長。

町長（太田貴美） 先日、東京出張がございまして、その折に吉本伊根町長ともご一緒させていただきました。伊根の場合のことを少しお聞きしますと、おっしゃるとおり、そういう要望書も出たと。それから対象者となる世帯が、300ほどであるということ。それから、伊根の場合にも非常に地元のところを使ってほしいという、そういう要望がありましたので、伊根は伊根としての事情の中で、そういう方式をおそらく選択されるんだろうというふうに思っております。

しかし、当町の場合には今からといいますと、コピー不可の用紙を購入しまして、そしてそれを印刷したり、あるいはその対象となります業者におのおの説明をし、そういう注意事項の徹底を図ってから実施ということになりますので、配布が遅れ、3月末までの使用制限が非常に少なくなるんじゃないかというふうな時間的なことと、それから灯油を使っておられない方が、ほかの方に譲渡されるというようなこともありますし、そういうことも考えますと効率的に確実に、その対象者の方にそうした助成ができる方法として、当町としては口座振込にしたいというふうな検討の上、そういう方向に決めたということでございます。

1 6 番（有吉 正） 以上で終わります。

議長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

井田議員。

9 番（井田義之） 一般会計補正の中の福祉灯油の部分について質問をさせていただきます。

どうなのか、国が決める中で、それに乗ってやっていただくということで、本来ならば私もあまりごたごた言わずに、反対もせずにスムーズにいつて、議場の皆さん全員が立っていただけるのが一番ありがたいということは、もう当然のことですけれども、本日までの手法の中で、こういう問題を我々がいろいろと苦しまなければならない、どういう判断をするのがいいのか、苦しまなければならない現状が今起きておるということで、質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず最初に、政府の方は12月11日にはっきりとした方針を決めて、補正予算に600億円積んで、そして支援対象や規模は、各自治体が年内に決定して実施をしてくださいというのを政

府が決めております。これは新聞にも出ております。12月28日に府から出てきて、そして年が変わって対処をしたと。もしやる気があるならば、新聞等をしっかり見ておれば、もっと早いことつかまえて、この制度に乗るのであれば、乗ることができたのではないかなというふうに私自身は思っております。早くやっておれば、いろいろな調整も十分にできたでしょうし、また、この後いろいろな自治体の報告というのか、資料も話させていただきますけれども、各自自治体でいろいろなやり方をやっておられます。それを参考にしながら、また十分な対応ができたのではないかなと。

そしてもう既に1月18日には682町村が、もうこの制度を取り入れられて実施をすると、1月18日です。12月にやっておられるともあります。そういうスピーディーさがあれば、きょう私もいらんことを言わずに済んだかなというふうに思うんですけども、制度への対応があまりにも遅かった。その理由は何ですかと。先ほど京都府からの郵便もありました。それ以前につかまえることができなかつたのか、その点についてお尋ねをいたします。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

新聞報道がされたということでございますけれども、私といたしましては、それを新聞を知ったというようなことがございませんでした。したがって、国の方のそういった制度が取り組まれるということにつきましては、総務部長名の通知によって知ったということでございます。もっと新聞に目を通すべきだと言われれば、そうかもわかりませんが、そういう状況でございました。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 以前にも申し上げたんですけども、町長が最終判断をされていろんな事業をされる。そのためには、ここにお集まりの課長さん方、また、それ以上の役職の方々、やっぱり町長が目や耳になって、一日も早いことそういう情報をつかまえていただかなければならないという基本が、私はあると思います。その中で町長が選択をされる。どれを取ろう、どれはだめなんだと。それを早くやっていただかなければ、課長さん方に申しわけないんですけども、やっぱりもっともっと頑張っていただきたいなということ、申し上げておきたいというふうに思います。

そういう中で、先ほどから何回も出ておりますように、1月9日の委員会で我々は聞かさせていただきました。内容については、補助対象については同じようなことでしたけれども、後については灯油券ということで、地元の23業者に配るんだということでした。1月9日であれば、臨時議会が1月15日ごろにできておれば、20日までできておれば対応ができたわけですね。今になって灯油券はできないんだと。これは先ほども言いましたが、あまりにも遅過ぎると、すべての動作が。だから今になってどないもならんやということになってくるわけですけども。

そういう中で、新聞からの情報はつかまえてないけれども、新聞への情報は流すということなんでしょうか。毎日新聞は、我々議員がだれも知らない間に、2月4日に臨時議会が開かれる、こういう制度が与謝野町でなされるということが報道されました。先ほど野村議員はちょっと断り言われましたけれども、おわびを言われましたけれども、こういうことがあるということ自身に我々は不信を抱きながら、このような嫌な嫌な質問をしなければならぬということに対しての

答弁を求めます。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

確かに1年が明けて1月7日に町長が実施をするということから、1月9日に常任委員会が開かれるということをお聞きをしまして、そしてそこで報告をさせていただきました。そのときには、先ほども申し上げましたが、1つの市の事例をもとに、私とも灯油券で対応をしていきたいと。ただ、そうなりますと、その業者の方の了解も得るということが必要になってくる。それをリストアップすれば20業者ぐらいがありますと。そういったところもお願いをしながら、また実施要綱も定めながら、対応していきたいということでご報告を申し上げました。

その後、そういった灯油購入券での実施要綱ということで決裁を上げているうちに、いろんな角度からこういうメリット、あるいはデメリットがあるんじゃないかというようなことが出てくる中で、それらを調整いたしまして、最終的に口座振込ということにさせていただいたものでございます。

したがって、そういったいろんな内部での調整等々によりまして、その1月15日ごろにも臨時議会をとというお話でありますけれども、そのあたりで議会をお願いするというようなことには、とてもなっていない内部調整があったということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それからもう1点は、その新聞報道の関係でございましてはありますが、よその市から与謝野町がこのような取り組みをされるらしいということをお聞きになりまして、与謝野町としてどのような取り組みをされるんだということで、そのときには、ほぼその形も決まっておりましたし、また、それによって2月4日に臨時議会をお願いするという町のあれも固まっておりましたので、そういう面から2月4日ごろに開催をお世話になるその議会に提案をして、通ればそういったことで実施をしていただきたいという報告をさせていただいたということでございます。

それで、そのときにもまだ議会運営委員会も開かれずに、まだ議会の日程も決まってないという中で、そういった情報提供はいかなものかというようなこともございまして、その点については、深くおわびを申し上げたいというように考えておるところでございます。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） どっちにしても2月4日だとか、細かい新聞の内容については、やっぱりよその町よりも我が町から出なったら、あんなことは私はないん違うかなと。やっぱり我が町からいろんな格好で出ておるから、あれだけ自信を持った記者の方は記事が書けたというふうに思いますので、やっぱり今後の対応については議会運営委員会の開かれる前に、臨時議会の招集日が決まっておると。それがまことしやかに新聞紙上に流れるということについては、私は機会運営の委員長として、大変憤りを感じておるということをおし上げておきたいというふうに思います。

次に、ちょっと視点を変えて、財政にかかわる部分もあろうかと思っておりますけれども、税務課長にお尋ねいたします。税務課長にお尋ねいたしますけれども、ほかの課長からの答弁でも結構です。

先ほど赤松議員が、人口比率にすると非課税世帯は41.6%だと言われました。人口で割る

とそうなるんです。ところが、世帯数で割ると28%なんです。人口では41%のものが世帯で割ると28%になる、これはどういう意味なのか。ちょっと理解がしにくいので、それをひとつお願いをいたします。

それから税務課長にお尋ねいたしますのは、非課税世帯が昨年とことしというのか、平成17年度、平成18年度、平成19年度、この辺の推移はどうなっているのか。逆に言えば、与謝野町の町民の中で、税金を納めておられる方の数はふえておるのか、減っておるのか、実態をお願いいたします。

議長（糸井満雄） 日高税務課長。

税務課長（日高勝典） お答えをさせていただきます。

手元に資料がございませんので、お許しをいただきたいと思います。ただし、課税世帯等につきましては、地方税法の改正等によりまして定率減税だとか、その他、老人部分の減税部分がなくなってきたので、その分について均等割なりがかかってきておる人数は、上がってるだろうというように考えております。

それから世帯が4分の1という部分につきましては、ちょっとお答えをしかねますので、申しわけないですけど、お許しをいただきたいと思います。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9番（井田義之） 税務課では世帯じゃなしに、人口割で課税されたりしとるわけですね、人口割で世帯に課税をされるということですか。

議長（糸井満雄） 日高税務課長。

税務課長（日高勝典） 住民税につきましては個人に課す税目でございますので、世帯に課すという形でしておりません。ですので、個人の非課税の人数とかは、ある程度把握はできますが、世帯がどうだとかいうところまでの把握はできておりません。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9番（井田義之） それで私がさっき言うておりますのは、人口割でいくと41.6%の方が非課税ですよという数字が出てるわけですね。1万8,000人ほどで8,000人ほどが非課税ですね、大体大まかな数字で言うと。だからそれが41.6%になるわけです。ところが世帯でいくと、世帯数が何ぼあるんですかという質問をすると、2,509世帯です。そしたら、これは8,983世帯からいうと28%になるんです。だから、その辺か何か我々では理解がしにくいということを尋ねております。これで、もうよろしいです。

ということは、こういう厳しい中で今後どんどん、どんどん。先ほど生活困窮者を助けるんだということなんですけれども、私が今後ふえるのか、ふえんのかというのは、もう来年になると、また生活困窮者というのか、非課税の人がふえてくるだろうというのが、今の与謝野町の現状やないかなと。そういう中で、こういう施策をされると。そうすると、やはりもっともっと精査をしていただく中で、こういう施策はしてほしいということを申し上げたいということなんです。この後、特別会計の中で公的資金にかかる保証金免除、繰上償還というのがあります。これについても、やはりかなり厳しい内容になってるということで、赤松議員が言われたように今の財政状況があまりにも厳しい中で、この制度が100%、国が見てくれるんだったらいいですけれども、やはり50%は地元がついて回らなければならないという制度の中で、この制度

をもうちょっと、やることはいいんだけど、もっと精査をする中でやってほしかったなということをお願いしておきたいというふうに思います。

それで、その内容のことなんですけれども、実は私はここに20カ所のほどの先進地の例を持っております。この中で特徴的な部分をあれしたいと思っておりますけれども、結局、灯油券ということでやられたときに、にせ物が出てくるとかというのが当初ありました。このところでは、券に番号をつけて配布先を把握し、対象者が券を他人へ譲渡できないようにするというようなことで、灯油券を出されるところもあります。

また、先ほどから滞納の件が出ておりますけれども、町税過年度分滞納者のいる世帯、町民税未申告者のいる世帯は対象といたしません。ここは3,000円です。

それから福祉灯油券の使用は、次の協力販売業者で使用できますということで、これはやっぱり村内の業者を指定されております。

それから灯油を買ったときに、割引を受けられるというような制度をつくっておられるところもあります。

それから村税や、その他の納付金に滞納がない世帯に対して1世帯、買いやすいように18リットル券6枚ということで、制約をされておられるところもあります。先ほど福祉課長は、ドラム缶で買われると言われましたね、ドラム缶で配送される。ドラム缶は家庭で何ぼまで持てるか知ってますか、危険物で、何ぼまで持てるか知っておられますか。ドラム缶を家庭に置いてなんという世帯は、そんな困っておられる世帯じゃありません。そのことも理解しておいてください。

それから、こういう例もあります。世帯収入が次の金額を超えない世帯ということで、1人は80万円、2人の場合にはプラス80万円ということで、3人の場合には240万円。それ以下の方については、対象にしますという町もあります。

それから75歳以上の単身世帯、それから2人ともが75歳以上、65歳以上の人については介護認定で介護度4、5の者がいる世帯、身障者について1、2級、療育手帳についてはA-1、A-2。こういうように父子・母子家庭について書いてありますけれども、そういうような格好で。私は75歳というのは後期高齢者に入りますので、ちょうどいいんじゃないかなというふうに、私個人的にはそう思っています。

それから、あと1点、これはちょっと私も初めてで参考になったんですけれども、使用料の滞納者に対する措置条例及び税等の滞納者に対する措置条例を適用するという町があります。いわゆる滞納者に対して、どこまで援助するのか、どこまでは援助しないのかということを決めておられる町があります。それによって灯油券を助成しますということです。これは私は今後の与謝野町の滞納状況、不納欠損の状況を見るときに、やらなければならない1つの大事な施策ではないかなというふうに思っております。これはまた参考にさせていただくとありがたいと思うんですけれども、そういう意味で、私はもっと早いことを決断をして、いろんな状況を調べながら、また我が町にあった方法でやっていただけるのは、大変ありがたいなということで申し上げておったということでございます。

ただ、そういう中で、私はいろんな議員さんと協議をしながら、昨日、副町長に会わせていただきました。その中で2点、滞納者の方々に対して、何とかこの手法がとめれることができないでしょうかというお願いを1点しました。あと1点は、振込制度についても、当初は券という説

明を我々は受けましたので、そういう方向でいけないでしょうかということを質問をさせていただきました。お願いを、私は議長と二人で副町長のところへ行行ってさせていただきました。8時ごろだったと思います、私、副町長に電話をして、ノーという返事をもらいました。先ほど町長は家城議員の質問に対して、滞納者については考えましよう、考える余地がありますということと言われました。多くの町民の意見があればということでしたけれども、野村議員が質問されて、家城議員が質問されて、そのときには、そういう答弁が出てきたんですね。それで有吉議員は先ほど詰められました、いろいろと。なぜそういうことが起きるのか、この点について明確な思いというのか、答弁を聞かせていただきたいというふうに思います。

議長（糸井満雄） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 私へのご質問だと思いますので、私の方からお答えをしたいと思います。

昨日、今、議員がご指摘のように、税をはじめとした公共料金の滞納者への取り扱いの問題。それから方式が、いわゆる金券の方式から口座振込の方式に変わった、この2点について申し入れを確かにお受けをいたしました。

振込方式に変わった経過につきましては、この間、町長、あるいは担当の福祉課長から申し上げております。重複は避けたいと思いますが、福祉課からいわゆる灯油購入券の方式でやりたいという決裁が回ってくる中で、灯油購入券におけるメリット・デメリット、それから全国の中では口座振込の方式を採用されておられる市町村もあります。口座振込の方式にした場合のメリット・デメリット、それぞれたくさんのメリット・デメリットがある中で、総合的に考えたのが振込方式がいいだろうという結論に達したわけでありまして。

それと、例えば現時点で再び灯油の購入券の方式に切りかえた場合に、これまた先ほど町長がご答弁をさせていただきましたように、例えば既に代金を支払った分について、その灯油購入券で決済がさかのぼってできないという問題をはじめ、物理的に使用期限が3月末まででありますので、十分にこの灯油購入券を活用していただける期間が非常に短くなるという問題がありまして、方式についてはいわゆる口座振込の方式にさせていただきたいというふうに考えております。

それから滞納者の方への取り扱いの問題ですが、町長が申し上げておりましたように、基本的にはほかの福祉の制度がそうであるように、滞納者であるがゆえに福祉の制度の対象者とはしないということに、ほかの福祉の制度がなっておる、それとの整合性の関係で、これまた基本的には滞納者といえども、今回の福祉灯油の対象外にはできないと、対象者にすべきであろうという判断をいたしました。

先ほど町長が申し上げましたように、ただ、そういう中で今議会をはじめとして町民の皆さんの声、言いかえますと議員の皆様の声だと思っておりますが、そうはいうものの町単独の制度でありますので、この福祉灯油の制度は、やはり滞納者については、一定考慮すべきではないかという、そういうお声が非常に強い場合については、町長も検討をせざるを得ないという趣旨の答弁をさせていただいておりましたけれども、そういうふうな検討結果に至ったということは、私の方からきのうご連絡をさせていただいたというふうに私は理解しておるんですが。

以上でございます。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 先ほどいろいろな地区のやつを読ませていただき、紹介させていただきました。

その中で、これはほかにも2、3カ所あるんですけども、先ほど言いました滞納者の措置条例をつくっておられるところについては、領収書または請求書等を添付して請求するというようなところもあります。これは結局いろいろな方法は、とろうと思えばとれるんじゃないかなというふうに思っております。

この件も大切なんですけれども、もう1つの滞納者に対する考え方、先ほど有吉議員がきばって言われまして、また町長も答弁をしていただきました。重複をするような部分になって、まことに申しわけないんですけども、滞納者について一定の整理というのか、考えなければならぬかなということなんです。

その中で、いわゆる滞納の種類、ほかの地区でも町税についてあかんというところ、それから町税、そのほか町に納めなければならない部分を滞納している方とかいろいろあるんです、全国の中でも、どれを滞納者として扱うかという。滞納者には渡さないということを決めながら、その中で町税だけだということやらいろいろとあるんです。

それで町長が検討される中で、与謝野町の場合でも介護保険が25世帯ぐらいある、住宅が3世帯ぐらいあると、それから国保が68世帯ぐらいあるというふうに私は聞いております。これはいわゆるこの中で分納をしていかれる、例えば水道あたりは、もうほとんどが分納になつとるんだね。水道の場合にはとめるというマニュアルの中で、やっぱり分納でみな納めてもろとると。

私がいつも言うとするのは、結局わずかでも分納していただいとる方、この方はもうすごい真面目と言うのか、もうほんまに気持ちのこもった方やと。この方々は、本当にもうそんなものから外す必要はないと。だけど1銭も払わずに、それでもうこれ払えないんだと福祉課は判断する場合がありますかもわかりませんが、それなりにそういうときには補助がいつとるんですね。そしたら、やっぱりその中からわずかでも払ってくれるという人が、本当の納税の義務を感じながら、苦しい中でも自分とこで食べるものを控えながら払うていただいとる方もあろうと思うんです。だけど私は1銭も払うてない方は、どんな理由があろうともやっぱりこれは問題だというふうに思うんですけども、町長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほど少し含みを持たせたようなことを申し上げましたけれども、実際に当初は滞納者の方もすべてというふうな考え方でございましたけれども、一定の皆さん方のご意見の中でもいろいろとお考えがあるやに、それも聞いておりましたし、また、本議会の中でもそういったお声もありますので、そうした中でおっしゃるように検討の余地があるのは、やはり分納してでも、わずかでも払おうとする姿勢のある方と、全くそうでない方という場合がありますので、全くそうでない方については、やはり対象外とするべきではないかなというふうに、今そういうふうに考えております。せんだってからそうしたことも含めて、若干、私は私なりに考えていたところがあるんですけども、やはりそうした考え方も、検討する余地があんではないかなというふうに思っております。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 町長に、最後にもう1つお尋ねというのか、あれなんですけれども、この質疑が終わった後、私はまたいろんな方々と相談をしなければならぬと。先ほど副町長は、多くの議

員さんの意見があれば、そのことを考えなければならぬかなという答弁もいただきました。

私はきのう十何人の議員さんの意見を聞いて、議長にお願いをしてありがとうございました。きょう言われない方の中でも、私が副町長のところに、こういうことがありますけれども、議会をスムーズにいかすために協力をお願いできませんかということを行いました、議長と二人で。だから多くの方は滞納者に対する分については、みなだめですという人の方が多いです、これは。だから町民1人1人には聞いておりません。だけど実際には、私がきのう皆さんと話した中では多いです。だから、そういうことを踏まえながら、ぜひとも滞納者に対しては適切な処置をするという答弁をお願いできませんか。この後、皆さんで協議をしながら、小学校の用地の問題は通したいんです、我々は通したいんです。だから両方を否決するわけにはいきませんので、その辺のとこをしっかりと滞納者の問題、お願いいたします。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） そういうふうにさせていただきたいと思います。滞納者については、対象外とするということで、ご理解をいただきたいと思います。

9 番（井田義之） 終わります。

議 長（糸井満雄） 答弁漏れがあるようでございますので、町長から答弁を求めます。
太田町長。

町 長（太田貴美） またちょっと言葉足らずで申しわけないですけれども、分納もしない方、全く納税意識のない方については、対象外とするということで、ご理解いただきたいと思います。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。
上山議員。

3 番（上山光正） それでは、私は平成19年度の一般会計補正予算（第4号）、ただいまずっと論議をされておられます社会福祉総務費の扶助費、福祉灯油購入費助成事業、これについて、まず当初からお尋ねをしたいというふうに思います。

これは先ほど課長もおっしゃいましたとおり、我が文教委員会におきましては9日の日に厚生常任委員会の所管報告事項という中で、灯油高騰の折、生活困窮家庭に灯油券、これを5,000円分を助成をしたいと。そしてこの報告を受けた私どもは、地元給油店の購買に協力ができるということで非常に喜んだところでございますが、一転してきょうの提案は、現金を口座に振り込むという提案に変わったわけですが、先ほど来いろいろと皆さんは、この経過等もお聞きになっております。したがって、この件については私は差し控えますが、その9日の日に暖房用灯油の高騰に対しまして、65歳以上の生活保護家庭、及び母子・父子、障害者家庭の生活困窮者であって、町民税の非課税世帯への援助として対象者に5,000円の灯油券、20年3月末まで有効を配布していく、そして援助していく計画であるというふうに私どもは聞きまして、1月28日に議運で提案、そして2月4日の臨時会で追加議案として補正予算を提案をさせていただきますので、議員の皆さんにもご同意をお願いしたいということで、別に私は決は取っておりませんが、そのときの空気は、皆よろしいというふうに私は受けとめております。

そこで課長にお尋ねするんですが、この灯油券の配布費用ですね、これと現金を口座に振り込まれる手数料ですね、こういったものの差額はどれぐらいでありましょうか。まず、お尋ねしたいと思います。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） 口座振込の手数料まで、ちょっと承知をしておりますので、もし会計管理者がわかれば、そちらの方から答弁していただければというふうに思っております。

議長（糸井満雄） 金谷会計管理者。

会計管理者（金谷 肇） 振り込みの手数料ですが、公金ですので無料でございます。

議長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） 質問を変えて、実施要綱の1条の生活が不安定になるおそれがある低所得者の世帯とは、これはどこで線引きをされるのか、担当課に伺っておきたいと思っております。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

この要綱の中で掲げておりますように、市町村民税非課税の世帯で、なおかつ次の各号のいずれかに該当する世帯、これを生活が不安定になるおそれのある低所得世帯というように、位置づけをしておるものでございます。

議長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） この低所得者、低所得世帯、この線引きが非常に難しいわけですが、例えば生活扶助基準が、生活保護を受けていない低所得者の実態調査ですね、これは2004年に全国消費者実態調査の結果なんです、全世帯のうち下から1割の世帯、この世帯は夫婦・子供1人の低所得世帯の月収は14万8,781円。それから生活保護世帯の生活扶助費は、1,627円も高い15万408円と。さらに60歳以上のひとり暮らしの低所得世帯は6万2,831円、それから生活保護世帯は8,378円も高い7万1,209円。こういうふうになっておるわけですが、その中で特に非課税世帯ですね、これはどういった家庭を考慮しておられるのか、この点を伺いたいと思っております。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

市町村民税非課税といいますのは、与謝野町では町府民税の非課税世帯ということでございます。住民税が非課税という位置づけでございます。

議長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） それで非課税世帯には戸籍上、住民票ですね、これを世帯に住民税課税者がいない状態ですね、これも非課税世帯。それから年金暮らしでも就労している子供や、そして孫と同居していれば非課税世帯になる可能性になる可能性が高い。それから生活分離をして、住民票の書類上の1人暮らし、これもそのように扱われますし、一方で、年金額が多く住民課税になっていたり、それから自営業の息子が税金対策で親に給与を支払っている場合もあるわけですが、本人に課税されているわけですから、各種の免除も無理であるということも考えられるわけですが、それから住民登録上、同じ世帯になっている方全員の住民票が非課税となっている世帯。こうして非課税世帯といってもかなりの幅があるわけですが、このうちのどれを基準をされておられるのか、お尋ねしたいと思います。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

この実施要項では、与謝野町に住所を有するという書き方にしておりますけれども、住民基本台帳の登録の世帯、これを基本としておるものでございます。

議長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） そうすると年金暮らしであるとか世帯分離をしている、こういう家庭は除外ということですか。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

特に介護保険制度の関係では、介護保険料が高くなるというようなことから世帯分離をされる家庭もございます。それから障害者福祉サービスについても、利用者負担限度額の関係から世帯分離をされる方もございます。ところが、その生計が分離されておるのかというようなところまで、なかなか確認をするということは不可能でございます。したがって、住民基本台帳で登録をされておる世帯、これが先ほど申し上げました9,000世帯弱でございますので、これを基本に考えておるということでございます。

議長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） そうすると、実情把握はできてないということですね。

それから生活保護家庭ですね、この生活保護法の保護の種類、どれが該当しているのかお尋ねしたいと思います。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えいたします。

生活保護世帯につきましても91世帯ございます。その中で社会福祉施設等に入所をされておりまして、対象外となる方を除きまして79世帯が対象になってくるということでございます。

生活保護世帯につきましては、一定の国からの援助と言いますか、そういうものがあるからということで除外をされておる市町村もございまして、今般のこの灯油の高騰につきましては、冬季加算があるもののそれでは十分に賄えないであろうということから、対象にさせていただくという判断をさせていただいたものでございます。

議長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） この生活保護法の保護の種類には8点あるわけですね。そのうちのどれかをお尋ねしたんですが、多分1番の生活扶助、これが対象になるかと思えます。

次に、この保護を受ける要件ですね、これがどのようなものか、それを尋ねたいと思います。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

生活保護費につきましては、今、議員さんがおっしゃられましたように、いろんな組み合わせによって補助費が支給をされるということでございます。

この認定に当たりましては、一定収入がどうであるとか、あるいは自分が生活するだけの財産と言いますか、それ以外のものがあるのかないのか。そういったことによって認定をされるわけでございますけれども、一定ここに定められております月額の基本額、これを下回る者については対象になってくるというのが、この交付をされる基本額、収入額というように承知をしております。

ます。

議長（糸井満雄） 上山議員。

- 3 番（上山光正） いや、私が聞いているのは、その保護を受ける要件なんですけど、例えば保護を受ける本人の家族で、働ける人はもちろん能力に応じて働いていただくということ。それから2つ目には、保有する現金や預貯金、これは十分に活用しなきゃならん。また、生命保険に加入している場合は原則として解約。そして返金を活用していただく。また4つ目には、親、兄弟姉妹や子供から援助を受けられる人は、これは民法上、扶養義務の優先ということによりまして、これは援助を身内で受ける。また5つ目には、社会保険制度、国民健康保険、厚生年金、健康保険、雇用保険、労災保険、児童手当、児童扶養手当、介護保険など、これらの活用もしなきゃならん。まして自動車の保有は原則として、これは認められない。それから貴金属や有価証券などは、処分して生活費に充てる。利用していない広過ぎる土地、家屋などの資産は、原則として処分すること。これらがあるわけですけども、果たして今回のこの非課税世帯であるとか生活困窮者、それから今言いました生活保護、こういった家庭の皆さんの調査ですね、それに十分生かされてきたかどうかということ、私はお尋ねをしたいんで、この辺のところはどこまで調査されたか、お尋ねをしておきたいと思います。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

生活保護の認定に当たりましては、社会福祉事務所を構えておる市につきましては、そこが認定をすることになります。ただ、与謝野町ではそういった事務所を構えておりませんので、京都府が認定をするということでございます。

それで生活保護の対象になるのかどうかということにつきましては、私どもの職員もその相談には乗らせていただいておりますが、最終的に、それを認定されるのは京都府ということでございますし、後々の生活関係についてもケースワーカーと言いますか、その方によって逐一調査と言いますか、把握と言いますか、そういったものがなされていくということでございます。

そういった中で一定の収入があるということになりますと、生活保護が廃止になるというようなことで、京都府の方もずっと調査を継続していくということでございます。

議長（糸井満雄） 上山議員。

- 3 番（上山光正） そこで、そうした中で今回の灯油購入助成事業、これの算出の根拠。これによりまして平成20年1月1日現在、こういうふうになっているわけですが、前年度よりも灯油価格が高騰した、この分に相当する額を補助をされるということですね。お尋ねします。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

これは一般的な数値でございますけれども、地域によっては20%から30%、今から言えば一昨年の冬に比べて灯油が高騰しておるというような状況もお聞きをしております。また、この与謝野町管内でもセルフのスタンドであれば92円ぐらいから、宅配をされる業者については103円というように幅があるわけでございますが、いずれにしても、これが前年度に比べて20円近くは上がっておるだろうというように想定をしております。

そういったことから冬場はストーブだけではなしに風呂にいたしましても、ふだんよりも灯油

を多く使うというような状況がございます。そういった中で、この値上げが非常に大きなものに結びつくというようなことから、よその市町村の事例なんかも考えまして一応5,000円ということで、補助をさせていただこうということに決めたものでございます。高いところでは1万円、それ以上の市町村もあるようでございます。

議長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） それで実施要綱の低所得者の集計表では、先ほど申し上げました基準日が20年1月1日ということなんですが、これを割り出す基礎データですね、これは非課税世帯の18年分の集計表から割り出してるのかなと思うんですが、その基礎となるのは17年度の納税分からと思うんですが、この辺はいかがでしょうか。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

20年1月1日現在の世帯数をもとにしまして、その世帯が市町村民税非課税なのか、非課税でないのかということで、この1,700世帯を対象といたしました。したがって、20年1月1日ということになりますと、19年度の市町村民税の課税状況だと。そうなりますと、所得については18年分ということの基本にしておるものでございます。

議長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） 今いろいろと聞いておりますと、基準が釈然としないというわけなんです、整合性や公平性に欠ける部分が多々あるんじゃないかなと思います。

そこで町長にお尋ねするんですが、財源に余裕がない、余裕がないという、こういう状況の中で、納税者の住民にも理解ができる提案が私は望まれるんじゃないかなと思うんですが、当然滞納者は、先ほど町長がおっしゃったように購入費助成から除外する。もちろん分納については別であるわけですが。

そこで、私はきのう議運の委員長からちょっと事情を聞きまして、すぐ電話で納税者の家庭に電話でお尋ねしたんですが、16人の納税者からの助言は、納税義務を怠る者すべてを外せという、こういう強い意見が全部でありました。というのは、理由は分納納税者もあるわけですね、厳しい家計の中で。また、滞納整理に昼夜を問わず頑張っている職員の姿も、住民は見守っているわけです。したがって、こういった意見、これについて町長はどう考え、お感じになりますか。

議長（糸井満雄） 太田町長。

町長（太田貴美） 先ほども申し上げましたように、やはり誠意を持って何とかわずかながらでも払おうとする納税者の方も、全くそういう気のない方も、滞納者の中にはある意味、払いたくてもとても払えないという方もあるかと思えますけれども、一応すべて町の方からの呼び出しや、そうしたものについては誠実に対応している方もあり、分納されてるということは、そのことについて自分の世帯の中で毎月これぐらいずつなら払えるという、そういう積極的なある意味気持ちを持った方でございますので、一律にそういうことでくってしまうというのも難しい、むしろ適切ではないというふうに思いますので、先ほど申し上げましたように、そうした議員の皆さんのお声や、そうした住民の方のお声を聞く中で、やはり滞納者の方については分納は別として、この対象外にするということも、これも1回限り、この灯油のことだけに関しては、そういうふうに

対応をしていきたいというふうに思います。

議長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） そこで目的は低所得者の世帯に対して灯油代を助成するということなのですが、町長、灯油券ではいけないんでしょうか、何ゆえに現金振込に固執されるのか。

これはその背景には、先ほど来おっしゃった方もあるんですが、事前に新聞等機関紙でもホットニュースとして未決定の誤報が取り上げられたわけですね。そして住民の対象者になるであろう方については、本当に喜びの情報が先へ先へと一人歩きされて報道されたわけです。こういったことは、今後も議会としても理事者側としても、十分に情報の提供は考えていく必要があるというふうに思うわけですが、私は1つ目に、灯油券で助成をしていただくこと。それから2つ目に、滞納者は除外する。この滞納者は除外するということは、既に町長は了解を得ておられますので、1点目の灯油券で助成する、このこと以外は私は賛成できにくい状況でなかろうかなと思います。

今ここでこうして本会議で審議をさしていただいて、そして可決決定するわけですね。だったらこの言論の府、議場で十分な議案審議に参加できていない私どもの状況、このように置かれて、与謝野町議員は賛成も、そして反対もできないという、非常に厳しい状況に置かれたわけです。町長はこれをどのようにお考えなのか、お答えをいただいて質問を終えたいと思います。

議長（糸井満雄） 太田町長。

町長（太田貴美） 先ほど課長の方からおわびを申し上げましたけれども、報道に対するそうした危機管理と申しますか、そうしたことについては我々も再度えりを正す必要があると思いますし、そのことについては私の方からもおわびを申し上げたいというふうに思います。

それと今おっしゃっている灯油のそうした購入券方式か、あるいは口座振込方式かというのは、この施策を行う上でその方法論であって、目的ではないわけでございます。購入券の方式、あるいは口座振込の方式、それぞれに先ほどだれかが述べましたように、いい面もあれば、そうでない面もございます。

口座振込とて、3月末までに手法が確認できないというふうなこともございます。灯油の購入券方式で行きますと、じゃあ1,800円の分を購入する場合、お釣りの200円をどうするんだとか、また、先ほど来申し上げてるように他人に譲られたらどうなんだとか、いろいろその方法についてはございます。しかし、今困窮している方に助成をしたいという、それをきちっと届けられる、そしてなおかつこうした期限の限られた中でのスピーディーな対応をするためには、今判断として口座振込ですることの方がよりスムーズに、また事務的な煩雑なそうしたことも起こらなくていいというふうな判断の中で、口座振込方式を選択したわけでございますので、その辺はもうご理解いただくということにしかならないかというふうに思いますけれども、こうした事業を成立させるためのやり方の方法の問題で、このことがなくなるということについては私は非常に残念に思いますし、そうした不手際でならんということであれば、もうおわびするより仕方がございませんし、また、それに対してのご理解を、ぜひお願いを申し上げたいというふうに思っております。

議長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） もう終わろうと思ったんですが、おわびで済むんだったら、だれもこんな苦労は

せんわけですよ。やっぱり実態は、灯油券でしていただきたいという皆さんの声が多いわけですよ。この辺も十分ご理解をいただきたい。そから見解の相違があって、いろいろと意見はかみ合いませんけれども、私はとにかく頑として灯油券で助成をお願いしたい。それから、あと1点は、先ほどいいました滞納者には除外をしていただく。この2点さえ守っていただけたら、私は賛同できる用意があるというふうに思います。

終わります。

議長（糸井満雄） まだほかに質疑はありますか。何人ほどございます、手を挙げてもらえますか。1人だけ。そしたら続けます。

今田議員。

1 3 番（今田博文） それでは灯油の購入のことについて1、2点、たくさん出ましたので手短かに質問させていただきます。

この制度を私は聞いたときに、1つは、なぜ現金で手当てをされるのかなど。今回の大きな目的というのは灯油が上がった、原油高になった、その差額を少しでも埋めたい、こういう思いでこの制度に賛同された。国の支援があるということもあり、この制度を町長が発案された、提案されたということだろうと思うんですね。

その中でいろいろと答弁がありました。今までの購入者にも手当てをしたいとか、あるいは期間限定であるので対応が間に合わないとかいろいろとあって、口座振込が総合的に考えて一番いい方法だろうというふうなことで、手当てをされたといういろんな答弁がありました。それはそれでそちらの言い分と言いますか、思いだろうというふうに思います。私はここが1つ疑問だったということです。大体その答弁で、行政側の考えというのはある程度わかりました。

それからもう1つは、行革大綱との考え方なんですね。20年から24年ですか、5年間で20億円の大きな削減をしていかないかということ、今スタートをしようかというときにお金が要るわけですね。何ぼ国から半分来るいうたって半分の430万円ですか、それは単費で持ち出さんならんということになります。その行革大綱に少しでも、一歩でも近づくようにしていくためには、私は基本的にはお金を使わない、始末をしていくということが基本だろうというふうに思っているんですね。そこが私は、答弁の中にもあったのかもわかりませんが、そこもう一度お答えをいただけませんか。

議長（糸井満雄） 太田町長。

町長（太田貴美） 1つ誤解をしていただいたらと思うのは、間に合わないということではなしに、今からコピーをして業者にいろいろとしますと間に合いはしますけれども、実際に購入していただく期間が非常に短くなるということで、せつかくのこうした制度をするのであれば、少しでも長い期間の中でしていただけたらという思いがあるということと、それだけの理由だけではなしに、先ほど来申し上げましたようないろんな懸念されることもあるというふうに思います。だからどちらの方向にしても、いろんなメリットやデメリットがあるということも十分承知の上で、今回この方法に変えたということでございます。

それと、さっきおっしゃった行革の中での取り組み方なんですけれども、本当にせんだつても東京の中で道路の問題で街頭演説をさせていただきましたけれども、余りにもやはり地方と首都圏との格差が広がってる中で、実際にお年寄りの家に行かせてもらいますと、灯油どころか電気

ごたつと言いますか、あの中で朝から晩まで、寝るときもそれ一本で過ごしておられるような家庭もあるわけでございます。確かに灯油券ということであれば、灯油を使われてない家庭もあるんじゃないかというふうに思いますので、そうした意味で、この項目に福祉灯油等という「等」を入れとけばよかったのかなと思いますけれども、そうした中で使っていただけることもできるんじゃないかというふうなことも思っております。

いろいろとお考えがあるでしょうし、その中身について趣旨が違うじゃないかというようなお声もあるかも知れませんが、基本としてはその灯油に使っていただくということが基本でございますので、そうしたことをさせていただきたいというふうに考えております。

それから行革の問題とあわせて考えますと、確かにこの厳しい状況の中ですけれども、少しでもやはり町として、そうしたお手伝いができる部分があれば、やはり非常に困っておられる方々にとっては、わずかなことであっても心強い、そうした気持ちになられるんじゃないかというふうに思いますし、実際そうしたことに使っていただくことで目的が達成されれば、確かに費用対効果の面で言いますと金額が出ていきますけれども、何とか頑張っていたいただけるような、そうしたことも考えた中で、この施策を取り組みたいと判断したところでございます。

行革はほかのところでも、やはりこれをむだと言うのか、むだでないと言うのか、それはもう個々のお考えのところになるかと思っておりますけれども、私はそうした意味で、この与謝野町がわずかなこの1点のことでございますけれども、金額的には確かにこの金額をはじき出そうと思うと、相当入りの方で頑張らないと難しい状況であるということは、これは事実でございますけれども、そうした思いで今回の福祉的な要素で応援がしたいという思いで、この事業をさせていただいたということでございます。

議長（糸井満雄） 今田議員。

1 3 番（今田博文） 灯油券を配ることにすれば、いろいろ電気で暖房を取られる方もあり、それからきょうは2月6日ですね、これから口座番号を調べて振り込みすると、3月になるというふうなことも新聞報道でされておりました。そういうことを考えると期間が短いということもあり、それを現金にしたということなんですが、そうすると私は今回の最大の目的は、灯油が上がったから支援をしたいということがもう目的なんです。今の町長の答弁を聞いていると電気暖をとっておられる方、朝から晩まで。あるいは24時間そこにおられる方にも、支援が行き届くようにみたいな答弁があったんですが、電気代は4月から上がるとかいうことは電気会社が言ってますけど、今のところは上がってません。ということは、灯油を購入される以外に例えば電気代に充当しようが、極端な例で例えば食品に使われようが何に使われようが、それは知ったことじゃないということで、この5,000円というのを口座に振り込みをされるんですか。

それから今の行革との関係ですが、支援をしたいとか、その気持ちはわかるんですね。ですけれども、半分の四百何十万円にしたって多額のお金だと、半分は来るにしても。総額は800万円ですが交付税で、特交ですからまるまるは当てにならないにしても当てにするとしたら単費で半分と。それが大きな額だと町長は今おっしゃいましたけれども、そんなこれが大きな額だったら、そこまで支援をしなければならぬことなのかというふうに、こちらも問いたくなるんですね。

今、行革でみな頑張っていこうと、できるだけお金を使わんとうとうと。このことが基本で大き

な目標にして頑張っていこう。それはどうしても困っている方には、それは制度があろうがなかろうが、それは支援をしていくと。それは行政に与えられた責務ですよ。安全・安心を守る、最終的には住民や町民の命を守る、これが最大の行政の役目です。

この間、京丹後市のことが報道されておりましたけれども、京丹後市は6万5,000人ですが、人口の割には非常に自殺者が多い。その背景には借金、いわゆる多重債務者が多い。多重債務の担当者を行政の中につくられたということが新聞に載っていました。その担当者はどうしておられるかという、時間内だけ、朝の8時半から5時半までの勤務の中だけで対応されとるんとは違います。困っておられる方は、夜だろうが、夜中だろうが、朝だろうが困っておられる。そのために私は少しでもお役に立ちたいということで、携帯電話をいつも枕元に置いて私は寝てますということが新聞に報道されておりました。

まさしく、こういうことが突き詰めたら行政がやっていかんなん、守っていかんなん、住民や町民を支えていかんなん基本や根本だろうというふうに思うんですね。その部分も十分町長もお考えだろうというふうには思うんですが、今の町長の答弁では、その行革との関係でもう少しちょっとわかりませんね。もう一度お願いします。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 実際の状況といいますのは大変町の財政というのは厳しい、それも十分承知しておりますし、本当に個々の皆さん方の生活そのものが大変だということも、私なりの中で十分とまではいなくても、一定のそうしたこともお聞かせいただいたり見聞きさせていただく中で、少しでも希望を持って頑張っていただけ、そうしたことの1つとして、これに取り組んだ1つの理由でございます。

先ほども申し上げましたけれども、町だけでということであれば、なかなか思い切れないところもあったと思いますけれども、やはりそうした思いの中で少しでもお助けができることが、大変ガソリン並びにそうした灯油等の金額が上がっている中で、実際に直撃しているわけでございますので、そうしたことについて低所得者の方、あるいはそうした方に対しての温かい思いを伝えたいという、そうしたことでございます。

行革の絡みから言いますと、これをむだと考えるか、いやいや、そうではないというふうにお考えになるかは、これは一人一人の考え方の相違があるかというふうに思いますけれども、行革もしっかりやっていくつもりでおりますし、今、京丹後市の例を挙げられましたけれども、それも1つの方法でしょうし、いろいろと方法があるかというふうに思います。それはそれとして、取り組んでまいりたいというふうに考えています。

議 長（糸井満雄） 今田議員。

1 3 番（今田博文） 答弁には十分私は満足できませんが、時間も大分きょう過ぎましたし、この辺で終わりたいというふうには思うんですが。

そうすると行革との考え方而言えば、もちろんお金を始末する、儉約していく、改革を進めていく、この基本は変わらないけれども、今回、町長は本当に困っておられるという認識をお持ちなんですね、この灯油を配布される方には、そういう町民の皆さんには、行革も大事だけれども、そのことの方がより大事だという認識の立場に立って、今後は町政運営をしていくという理解でよろしいか。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） どっちが大事という問題ではないというふうに思ってます。行革は進めていく必要がありますけれども、その行革の中で、やはりここまではというその線はあるかというふうに思います。

今とってますいろんな福祉施策についても、やはりお金が非常に厳しくなってきた場合には、ある程度、事業も見直していかなければならないでしょうし、継続的に経常経費が上がっていくような、そうしたものについては、やはりある程度縮小するとか、そうした工夫は必要だというふうに思います。今回はいつとき限りのものでございますけれども、こうした非常に厳しい、これからそうしたことしていかなければならない中で、何とか国の方のそういう施策もある中で、有効にお金を使わせていただく1つの方法として、今回この事業に取り組んだということでございます。

議 長（糸井満雄） 今田議員。

1 3 番（今田博文） どうもすっきりしません。しませんけれども、今のことについてはこれで終わります。

もう1つだけ、時間が迫っておりまして申しわけないですが、滞納者についての対応のことについて、課長は最初のこの議会の答弁で、いや、滞納者にも出していくんだと、こういう答弁をされました。

そこで幾つかの議員さんの中から質問があった中で町長は、いやいや、最終は滞納者の方には出していかないんだと、こういう答弁をされたんですが、それは副町長の答弁の中にもあったかもわかりませんが、井田議員が副町長のところに行かれて、そういう申し入れをされたけれども、それはできないということで断られたということなんですが、その中でも含みを持った断りだったのか。議員から多くのそういう滞納者には、まかりならんという意見や思いが出たら、それは含みを持った中で修正していこうということだったのか、ここで思いつきで言われたのか。思いつきで言われるのなら、私は信念がなさ過ぎるなというふうに思うんですね。そこはいかがですか。

議 長（糸井満雄） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 先ほども詳細に申し上げたつもりなんですが、昨日そういった申し入れがありまして、そのお返しとしては、そういった滞納者については、異論があるというお声が非常に強い場合は、検討せざるを得んというところまでは、お答えはさせていただきましたので、思いつきでも何でもなく、そこまでのことはきのうの時点で申し上げております。

1 3 番（今田博文） 終わります。

議 長（糸井満雄） これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） それでは質疑なしと認め、これにて討論を終結します。

ここで休憩をいたします。少し意見調整の必要性があるように思いますので、少し時間をとりたいと思います。今5分前でございますので、大体30分程度はしたいなというふうに思います。大体3時30分ごろまで、一応暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時52分）

(再開 午後4時02分)

議長(糸井満雄) それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

上山議員。まず、反対の討論から発言を許しますが、反対ですか、賛成ですか。

3 番(上山光正) 反対です。

私は平成19年度一般会計補正予算(第4号)につきまして、反対の意思をあらわします。

理由につきましてですが、質疑の中でも申し上げましたとおり1月9日、担当課より暖房用の灯油の高騰に対して、65歳以上の生活保護家庭及び母子・父子、障害者家庭の生活困窮者にこの灯油助成を行うということで、委員会の中では了承をさせていただいたところでございます。

ところが今回の提案によりますと、金券というよりは振り込みを行うということに急遽変わったわけですが、一応所管の委員長として断腸の思いであります、これは。こういった厳しい財政事情の中で生きた金として事業に用途すべきであり、私はこれは決して福祉の否定ではないと思っております。より発展をさせる上で、そして実施要綱を踏まえ目的を明確にし、町民福祉向上のため用途できる環境を整えて、そして提案され事業の推進を図るべきじゃないかと思えます。よって、用途の目的を変更することは今後も避けるべきじゃないかと思えます。

今提案は柔軟性が薄く、都合主義と一貫性の欠如が重なるために理解が得られにくく、財源は税金であることも踏まえ、そして不透明な多くの部分を住民の福祉という聞こえのいい言葉によって本質の論議をすりかえられたわけでございます。ここは目的と理念を確立して、最大限の有効活用をすることが行政の責務と考えるべきではないでしょうか。あり余る財源とは言えず、限られた財源の中で効果的な事業発展にこそこれを住民が望み、合併の趣旨がそこにあるわけですから、その負託にこたえるためにも議会のチェック機能をここで私は果たさなければならないというふうに思います。聞いてのとおり、それぞれの資料及び一連の説明におきましても、述べている内容におきましても一貫性がないと判断をせざるを得ないわけでございます。住民の目線を忘れ、置き去りにされた提案であり原案に賛成する立場にないため、修正案を提出したいところでございますけれども、反対の討論とさせていただきます。

議長(糸井満雄) 次に、本案に対する賛成意見の発言を許します。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(糸井満雄) ありませんね。討論なしと認め、これにて討論を終結します。

(「休憩」の声あり)

議長(糸井満雄) 休憩という動議が出ておりますので、何分休憩が必要ですか。休憩の動議が出ておりますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長(糸井満雄) じゃあ5分休憩をいたします。今10分でございますので、15分に再開しますので、スピーディーをお願いします。

(休憩 午後4時10分)

(再開 午後4時15分)

議長（糸井満雄） それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。
討論がございませんでしたので、討論はこれにて終結いたします。
これより議案第4号を採決いたします。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（糸井満雄） 起立多数であります。

よって、議案第4号、平成19年度与謝野町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7 議案第5号 平成19年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第5号、平成19年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について、提案理由のご説明申し上げます。

今回の補正は5,170万円を追加し、総額を9億9,087万5,000円とするものでございます。

まず、歳出についてご説明申し上げます。13、14ページをお開き願います。

4款、公債費、1目、元金で、23節、償還金、利子及び割引料を5,172万7,000円追加いたしております。これは地方財政が逼迫する中で、合併市町村や行政改革を推進している市町村に対し国で一定の条件を設け、過去に発行した高利な起債に対し補償金を免除し、繰上償還を認めようというものであり、今回は7%以上の金利で借入れをしております財政融資資金について、繰上償還分の元金を計上するものでございます。

6款、予備費は2万7,000円減額し、調整いたしております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。11、12ページをお開き願います。

8款、町債は、3節、公営企業借款債を5,170万円追加いたしております。これは先ほど歳出で申し上げました繰上償還の財源としまして、地元の金融機関から縁故資金として借入れを行うものでございます。

6ページに第2表、地方債補正として、同額を追加させていただいております。

以上が、平成19年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第7号）の概要でございます。

よろしくご審議のうえ、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） これからご提案申し上げます特別会計の補正予算でございますが、公的資金に係ります補償金の繰上償還ということがすべてでございますので、資料の12ページから、公的資金に係る補償金免除繰上償還についてという資料をつけさせていただいております。その資料につきまして、簡単にご説明を申し上げたいというふうに思います。

この公的資金に係ります補償金免除繰上償還でございますけれども、概要を書いておりますが、財政融資資金、簡保資金、公営企業金融公庫資金、これらは繰上償還をいたしましても通常の償還期限までに支払うはずだった利子相当額を、補償金として支払う必要がございました。

この制度につきましては、先ほど提案説明にもございましたように、行革等一定努力をしている自治体を対象として、補償金を免除した上で繰上償還を認めていこうということで、昨年から取り組むものでございます。

対象事業でございますが、財政融資資金、簡保の保険資金、公営企業金融公庫資金のうち、利率が5%以上のものが対象となります。繰上償還の時期につきましては借入先と利率によって異なりますが、今年度は公庫資金は3月21日、財政融資資金は3月25日ということでございます。今年度は上水道事業、簡水事業、下水道事業が対象で、一般会計事業は対象がございませんが、一般会計は来年から繰上償還の対象となるということでございます。

この高利でございますが、現在残っております借金で昭和55年度から平成3年度、かなり古いものでございますけれども、実施した事業が利率5%以上で借り入れをしているということでございます。

対象要件でございますが、一般会計は①で財政融資担保資金、それは財政力指数が1.0未満の団体である、与謝野町は0.316でございますので対象となります。

それから合併団体につきましては、実質公債費比率が15%以上の団体と、与謝野町は16.4%で対象になるということでございます。

それから公営企業会計でございますが、資本費が基準以上の額となる団体ということで、上水道資本費、これは与謝野町が111.0円ということで対象になるということでございます。

簡易水道資本費は140円ですが、与謝野町は105.7円で資本費要件は非対象となるわけでございますけれども、合併市町村という恩恵がございまして、実質公債費比率等の数値に基づきまして、6%以上の残債が対象となるということでございます。

それから公共下水道資本費、特環下水道資本費は132円でございますが、与謝野町は325.5円ということでございますので、対象になるということでございます。

しかし、申請したからすぐにオーケーとなるということではなしに、申請要件を(3)で書いております、①・②・③でございますが、まずは財政健全化計画を策定しなさいということ。それから実質公債費比率とか地方債現在高、計画終了後には目標値が原則増加しないということ。それから補償金免除額を上回る財政改善額が示されていることということ。それから行革の推進を上回る職員数の純減が示されているということでございます。

公営企業会計債は、平成10年から平成23年までの5年間を期間とした公営企業経営健全化計画を策定することということでございます。☆印3つで必要な事項を書かせていただいております。上記計画は、承認後、議会へ公表することと、この3つが条件になっております。これを資料につけさせていただいているわけでございますけれども、資料の16ページからでございますが、公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画ということで、16ページから21ページまでが一般会計、22ページからが水道事業会計、それから33ページからが簡易水道特別会計、44ページからが下水道特別会計ということで健全化計画をこしらえて、申請をさせていただいたということでございます。一応、その中では行政改革に関する施策、こういったものをずっと書き上げまして承認を得たということでございまして、1つ1つはご説明申し上げませんが、また目を通していただいたらというふうに思っております。

そこで資料の13ページをお開きいただきますと、(1)に計画策定における会計別基本方針

が書いてございますが、この中に①から④まで繰上償還の対象となる額を書かせていただいております。一般会計から下水道会計まで合わせますと、13億2,500万7,414円という数字でございます。一般会計から下水道会計まで合わせますと、13億2,500万7,414円が繰上償還の対象となることとございます。これを3カ年間にわたって、実施していくということとございます。

その次のページをごらんいただきますと、公的資金に係る繰上償還資料3でございます。繰上償還対象額は先ほど申しあげましたように、13億2,500万7,414円でございます。これを繰上償還することによりまして軽減される利子でございますが、4億8,145万7,444円でございます。手持ちのお金で繰上償還した場合は、この額が利子軽減額となるわけでございますが、一応、利率の安い借換債を発行するというを前提といたしておりますので、その借換債を発行して利子を軽減させる額が、一番右に書いてございます3億6,688万3,146円と、この数字が実質的に利子が軽減になる額ということとございます。

以上、簡単にご説明申しあげましたけれども、よろしくお願いたします。

以上でございます。

議長（糸井満雄） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浪江議員。

8 番（浪江郁雄） それでは、1点だけお伺いいたします。初めに、財政課長にお伺いいたします。

昨年の3月の議会で予算審議の中で、私はこの補償金なしの繰上償還の質問をいたしました。その中で課長の答弁では、対象となる起債は1億961万6,885円であると。なおかつ、かなり昔に借りたお金なのでもう償還期限も間近、あるいは借り換えなのでお金を借りてこんならんのので、余り効果が疑問だという答弁をいただきました。今回、今説明がありましたように一般会計は20年度からですけども、すべて合わせますと13億円の対象になるわけですけども、この経過につきましてお伺いいたします。

議長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

当時、昨年の3月でございますけれども、この公的資金の繰上償還に係ります制度の概要というものがはっきりしておりませんでした。そういった中で、一般会計だけを見ておりますと大体そういう数字であって、借換債を発行する、それから残りの償還期限がわずかだということで、いかななものかというふうに答弁を申しあげた覚えがございます。しかし今回、特別会計も対象になってきたということとございます。

本来、簡易水道特別会計は、通常の団体であれば該当にはならないわけですけども、合併市町村と、合併した町だという特例もございまして、それらも組み入れられることになった結果、特別会計、一般会計も含めてこのような額になったということとございまして、当時の私の見解と今の見解と違うということとございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（糸井満雄） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 水道課長にお伺いいたします。

今回、簡易水道ですけども、トータルで4,000万円強、即減額になると。こういったお金

が例えばですけども、利用料金等に還元できないかお伺いいたします。

議 長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） お答えしたいと思います。

水道料の使用料の減ということではありますが、何せ簡易水道特別会計につきましても一般会計の繰り入れが一番多くのパーセントを占めておりまして、やはり町全体で考えてくる問題でありまして、簡易水道だけで考えれば今おっしゃった額が改善の額になりますが、繰り入れをもとに水道会計事業がありますので、どうしても値下げということまではいきませんし、今後考えておりますのも上水道と統合するときには、若干の値上げをお世話にならんならんぐらいで厳しい状況でありますので、値下げということは全然考えておりません。

議 長（糸井満雄） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） やはり補償金なしの繰上返済で浮いたお金と言いますか、その分はやはり住民の方に還元するべきではないかと思えます。それで今回、ほかにも下水道会計とか一般会計とかでもありますように、こういったお金を今後住民の皆さんに少しでも還元していただけるようお願いいたします。

例えば水道料金、今後値上げをしていかなければならないというお話ですけども、その値上げ幅をなるべく抑えろとか、そういったところで努力していただきたいと思えます。

以上です。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第5号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第5号、平成19年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8 議案第6号 平成19年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 提案説明の前に、ちょっとおわびを申し上げます。

先ほどの簡易水道補正予算の補正予算（第4号）のところを、提案説明の中で第7号と言ったようでございます。4号に訂正をさせていただきます。

議案第6号、平成19年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し

上げます。

今回の補正は2億5,870万円を追加し、総額を20億5,573万7,000円とするものでございます。

まず、歳出についてご説明申し上げます。13、14ページをお開き願います。

4款、公債費、1目、元金で23節、償還金、利子及び割引料を公共下水道事業、特定環境保全公共下水道、それぞれ合わせて総額で2億5,870万円追加いたしております。

これは先ほどの簡易水道特別会計と同様、補償金免除繰上償還を行うものでございます。今回は5%から7%未満の金利で借り入れております公営企業金融公庫資金について、繰上償還分の元金を計上するものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。11ページ、12ページをお開き願います。

8款、町債は4節、公営企業借換債を2億5,870万円追加いたしております。これは先ほど歳出で申し上げました繰上償還の財源として、公営企業金融公庫から借り入れを行うものでございます。

6ページに第2表、地方債補正として同額を追加させていただいております。

以上が、平成19年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（糸井満雄） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第6号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第6号、平成19年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9 議案第7号 平成19年度与謝野町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第7号の平成19年度与謝野町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、資本的支出のみの補正でございます。3から4ページをお開き願います。

資本的支出は、1款、資本的支出、1項、企業債償還金を1,009万1,000円追加いた

しております。

これは先ほどの簡易水道特別会計や下水道特別会計と同様、補償金免除繰上償還を行うものでございます。今回は7%以上の金利で借入れをしております。財政融資資金並びに公営企業金融公庫資金について、繰上償還分の元金を計上するものであります。

以上が、平成19年度与謝野町水道事業会計補正予算（第2号）の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（糸井満雄） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第7号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第7号、平成19年度与謝野町水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

ただいま産業建設常任委員長から意見書案第1号、道路特定財源制度や暫定税率が協議される中、地方の道路整備財源の確保に関する意見書（案）が提出されました。

お諮りします。

意見書案第1号は、緊急事件と認め日程に追加し、追加日程第10として議題とすることにしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（糸井満雄） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は緊急事件と認め、日程に追加し、追加日程第10とすることに決定しました。

暫時休憩します。

（休憩 午後4時34分）

（再開 午後4時36分）

議長（糸井満雄） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

追加日程第10 意見書案第1号 道路特定財源制度や暫定税率が協議される中、地方の道路整備財源の確保に関する意見書（案）を議題とします。

事務局に議案を朗読させます。

事務局長（奥野 稔）

（議案朗読）

議長（糸井満雄） 提出者より提案説明を求めます。

廣野委員長。

4 番（廣野安樹） それでは意見書（案）の朗読をする前に、委員会での会議の状況等を報告申し上げますたいというように思っております。

委員会の審議状況と経過につきまして、それでは申し上げますたいと思います。

1月30日午前9時30分、委員会を開催し、道路整備財源確保に係る意見書の審議に入りました。

担当課である山崎建設課長より、当町における道路整備財源の確保の必要性の説明を受け、暫定税率が4月で切れた場合、当町にとって大変大きな財源不足が生じ、当町の継続事業がストップすることになりかねないという説明もいただきました。

続きまして、西原建設課主幹より税率関係の資料説明を受けたわけですが、この説明には皆さんにお配りをしております内容で、あと報告をいただいたわけですが、府に対する財源の説明、当町の道路整備の現況の説明を聞いたり、そうした中で内容的に非常にわかりにくいとの委員の質問がございまして、文書にしてほしいということがございました。本日議員各位に、それを文書でお配りをいたしております。

その後、道路財源の確保の必要性の理解を得る中、この委員会としての意見書の提出審議をいただき、全委員、道路財源の確保の意見書を提出すべきとの意見で同意をいただきました。内容について議論を重ねる中、1月30日、つなぎ法案提出の動きがある中、意見書（案）は本日の審議では無理との判断をいたし、次回、2月4日に各委員より意見書（案）の提出を願い、持ち寄り意見書案を検討することで1月30日の委員会を閉じました。

2月4日、第2回目の委員会審議を午前9時30分から行い、3名の委員の意見書提出の案を協議する中、暫定税率の堅持を明確に意見書に入れるべきとの意見、また、暫定税率をやめるべきとの意見が対立する中で、委員会としては2案で分かれ、それぞれで提出すべきと私は判断せざるを得ないのかと思っておりましたが、もう一度委員会でもとめてできないものかと、話し合いで妥協案を見出してまいりました。

休憩後、伊藤議員より、歩み寄りの意見が出ました。暫定税率堅持の家城議員からも委員会として協議する中で、全員で提出するなら堅持の件でも歩み寄りとなり、全員でさらに協議を重ね、本日、提案の意見書となりました。産業建設常任委員会全員賛同で意見書（案）の提出となりましたことをご報告申し上げ、委員会としての審議の状況を報告させていただきます。

なお、この意見書につきましては、各議員にも異論はあると思いますが、産業建設常任委員会の総意で提出となりましたので、その点、十分ご理解を賜り、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは意見書（案）を、朗読をもって提案とさせていただきます。

道路特定財源制度や暫定税率が協議される中、地方の道路整備財源の確保に関する意見書（案）

道路は国民生活や経済、社会活動を支える最も基礎的かつ重要な社会基盤施設であり、道路網の整備充実は広域的な地域間連携、文化交流、商圏の拡大などを促すとともに、活力と魅力のある地域づくり、安全で快適な環境づくりを推進し、地域力を再生するために必要不可欠である。

京都府及び府内市町村における道路整備は、道路特定財源に加え多額の一般財源を必要としており、社会保障や教育の充実、治安の確保を進める中で、道路特定財源は非常に重要な安定財源となっており、ガソリン税などの暫定税率が廃止された場合には、道路問題にとどまらず教育や福祉といった住民生活に深刻な影響を及ぼしかねないものがある。

与謝野町は京都府北部に位置し、地域格差を是正するためには高速道路の整備が待ち望まれているが、京都縦貫自動車道ははまだ2区間が未供用であり、さらに鳥取豊岡宮津自動車道も京丹後市大宮までの間が事業化の運びとなっているものの、その先については見通しが立っていない状況である。

また、地域の利便性を確保する府道の整備は全般的に立ち遅れている状況であり、明石香河線をはじめとする幹線町道の整備は、箇所、時期を限定して集中的に投資されるべきものであることから、道路財源の確保は不可欠である。こうした中、もし道路財源の暫定税率が期限切れになると、京都府も含め府内市町村を合わせると約400億円の財源不足が生じ、与謝野町でも多額の減収が生じることとなり、その影響は計り知れないものがある。

よって、国におかれては、このような地方の実情を深く認識され、京都府内の道路整備の推進のため、次の事項を実現されるよう強く要望する。

1. 真に必要な道路について優先順位を吟味しつつ道路整備を着実に推進すること。
2. 遅れている地方道路を推進するため、仮に道路特定財源制度が続けられた場合でも、地方への配分割合を高めるとともに、国の直轄事業負担金の廃止などによる地方負担の軽減を行い、地方における道路整備財源の拡充強化を図る。
3. 道路特定財源以上に一般財源を充当し整備を行っている地方の実情に十分ご配慮いただき、地方において真に必要な道路整備が滞ることがなく着実に進むよう、道路特定財源、諸税の暫定税率等見直しを含め必要な財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するという事で、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣等に出したいという意見書でございます。よろしくご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

議長（糸井満雄） 本日、議事の都合によりまして、5時以降も続行いたしますので、あらかじめご承知おき願いたいと思います。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

廣野委員長、自席へお帰りください。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

まず、本案に対する反対意見の発言を許しますが、反対意見はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） それでは、賛成意見の発言を許します。

伊藤議員。

7 番(伊藤幸男) それでは、私は日本共産党与謝野町議員団を代表して、本意見書案に対する賛成討論を行いたいと思います。

今、国会ではこの道路特定財源制度と暫定税率問題の協議を行っております。道路特定財源は厳しい財政事情や高まる環境問題のもと、むだな高規格道路計画を廃止すべきという国民的な世論の広がりの中で、小泉政権のときに見直しを決め、その後、安倍政権にも引き継がれてきたわけであり、ところが福田内閣になり、この見直しさえ骨抜きにしているということです。

財政危機という状況の中で、財源を確保したいというのが政府の本音だと考えています。この数年を見たとき、空前の大もうけを続け、巨額の利益を上げている大企業や大資産家が、税制でも優遇され続けている一方で、一層広がる貧困と格差、この社会の中で深刻な暮らしの影響を強いられている国民の家計に波及していない、そういう現状があることです。ですから、問題は日本の税制のあり方、使われ方を十分論議し、国民生活に軸足を置いた、家計を温める経済政策への転換を行い、国民の期待にこたえていくことが、今強く求められています。

政府は道路特定財源の暫定税率を廃止すると、除雪や開かずの踏み切りの対策などに支障が出る、このように主張しています。しかし、実際には除雪費用は特定財源の2%程度、開かずの踏み切りも5%程度、通学路の歩道整備については4%、バリアフリーについても2.3%にすぎず、また、生活幹線道の名で進められている京都市内の高速道路もあり、特定財源の大半は1キロ500億円から1,000億円もかかる高規格道路などに使われていることです。

今回の中期計画でも、この枠はほとんど変わりません。この間、政府は医師の養成数を減らし、公立病院の縮小、統廃合を大規模に進め、全国的に医療崩壊をつくり出してきておきながら、この道路特定財源を維持する理由の1つとして、緊急病院への交通の利便性の確保などを持ち出していることは、本末転倒ではないでしょうか。

しかも小泉内閣のときに道路公団を民営化し、いったん9,342キロメートルまで縮小すると決めていたのに、いつの間にか当初の1万4,000キロメートルを、すべてやり切るというものになっていることです。

また、この道路特定財源が佐世保市では、1戸当たり2.5億円にも米軍基地の住宅建設に総額28億円も使われたり、国民が見ても全く納得できない莫大なむだ遣いが行われている点であります。

今から55年前の1953年につくられた道路特定財源制度ですが、90年代では10年間に75兆円を超える規模で進められ、今期でも59兆円もの税金を投入するというもの。道路だけに使い切る自動装置となっており、高規格道路を中心とした整備計画を今後進めようとしていることです。しかも、この中期計画は、生活道路中心ではありません。

例えば港湾や空港からインターチェンジまで、全国どこでも10分以内で行けるようにするための道路をつくるということです。現在、この中期計画に盛り込まれている拠点港湾の中で8カ所、これが12分から18分で最寄りのインターチェンジにアクセスできますが、これをわざわざ10分以内に数分間短縮のために、巨額の税金をかけてやりかえようという計画であります。むだ遣いが問題になっている港に、むだ遣いの道路をつけるとんでもない計画ではないでしょうか。

政府与党は、一般財源化もしていると説明していますが、道路特定財源総額のわずか6%にとどまっており、しかも、その使い道は道路関連の整備に限定されているのですから、とても一般

財源化と言えるものではありません。今政府の構造改革規制緩和路線によって、社会保障が大変な事態になり人口減少社会と言われ、地球温暖化による環境対策や食の安全も含めた食料問題の対策なども緊急に求められています。

20年前の道路計画を何が何でもやり切るとというのが、本当に正しいのでしょうか。日本の国土面積に対する道路延長の比較では世界でも第2位とトップクラスであり、しかも、都市部に集中したゆがみさえ出ている状況も生まれています。

私たち日本共産党は、1つ、道路特定財源制度を廃止し一般財源化して、暮らしや営業、福祉にも使えるようにする。2つ目、暫定税率の廃止。3つ目、中期計画を撤回し、必要不可欠な緊急性の高い国民の生活道路や安全対策などから整備を進める。さらに4つ目に、CO₂排出量を考慮した環境税の導入を図るなどを提案しています。

都市部と農村部の格差が大きな社会問題となっていますが、この道路問題では地方の住民は公共交通網が極めて不十分であるために車が必需品となっており、大きな生活負担のリスクを抱えています。また、地方生活道路の改修、整備は、住民生活にとって切実なものになっており、この間の地方財政対策では大きく削られてきた農村、漁村部の自治体にとって大きな財政負担になっています。そのために従来の道路整備の予算の確保は、自治体運営の点でも欠かせない重要課題であると考えています。

この立場から、本意見書には不十分な点もありますが、地方生活道路整備の予算確保という中心的な趣旨を賛同し、賛成するものであります。

以上で、賛成討論といたします。

議長（糸井満雄） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより意見書案第1号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、意見書案第1号、道路特定財源制度や暫定税率が協議される中、地方の道路整備財源の確保に関する意見書案は、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会の日程は全部終了しました。

これで第14回平成20年2月臨時会を閉会します。

大変遅くまでご苦労さまでございました。

（閉会 午後4時56分）

この会議録の内容が正確であることを証するため、地方自治法第123条第項の規定により署名する。

与謝野町議会 議長

同 議員

同 議員